

令和 3 年 3 月

江南市議会総務委員会会議録

3月10日

令和3年3月10日〔水曜日〕午前9時30分開議

本日の会議に付した案件

議案第3号 江南市職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第5号 江南市火災予防条例の一部改正について

議案第18号 令和2年度江南市一般会計補正予算（第14号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

企画部

総務部

消防本部

の所管に属する歳入歳出

議会事務局

の所管に属する歳出

第2条 継続費の補正

第3条 繰越明許費の補正のうち

戸籍総合システム改修事業

消防車両更新等事業

第4条 地方債の補正のうち

本庁舎空調設備等更新事業

消防施設整備事業

議案第23号 令和3年度江南市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算のうち

企画部

総務部

会計管理者の補助組織

消防本部

の所管に属する歳入歳出

監査委員事務局

議会事務局

の所管に属する歳出

第2条 継続費

第3条 地方債のうち

布袋駅東複合公共施設整備事業

本庁舎空調設備等更新事業

防災基盤整備事業

消防施設整備事業

臨時財政対策債

第4条 一時借入金

第5条 歳出予算の流用

議案第31号 令和2年度江南市一般会計補正予算（第15号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

企画部

総務部

消防本部

の所管に属する歳入歳出

議案第34号 令和3年度江南市一般会計補正予算（第1号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

総務部

の所管に属する歳入

消防本部

の所管に属する歳出

行政視察・研修会について

市民と議会との意見交換会について

出席委員（7名）

委員長 掛 布 まち子 君

副委員長 田 村 徳 周 君

委員 河 合 正 猛 君

委員 野 下 達 哉 君

委員 東 猴 史 紘 君

委員 大 薺 豊 数 君

委員 片 山 裕 之 君

欠席委員（0名）

委員外議員（6名）

議 員	堀	元 君	議 員	中 野 裕 二 君
議 員	三 輪 陽 子 君		議 員	宮 田 達 男 君
議 員	石 原 資 泰 君		議 員	長 尾 光 春 君

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長兼議事課長	松 本 朋 彦 君	副 主 幹	前 田 昌 彦 君
書 記	岩 本 達 明 君		

説明のため出席した者の職、氏名

市長	澤 田 和 延 君
----	-----------

企画部長	郷 原 実智雄 君
------	-----------

総務部長	本 多 弘 樹 君
------	-----------

消防長	高 島 勝 則 君
-----	-----------

地方創生推進課長	河 田 正 広 君
----------	-----------

地方創生推進課主幹	稲 波 克 純 君
-----------	-----------

秘書政策課長	平 松 幸 夫 君
--------	-----------

秘書政策課主幹	田 中 元 規 君
---------	-----------

秘書政策課副主幹	八 橋 直 純 君
----------	-----------

市民サービス課長兼消費生活センター所長

向 井 由美子 君

市民サービス課主幹	鈴 木 勉 君
-----------	---------

市民サービス課副主幹兼布袋ふれあい会館館長兼布袋支所長

長谷川 崇 君

市民サービス課副主幹	丹 羽 克 仁 君
------------	-----------

行政経営課長	安 達 則 行 君
行政経営課主幹	梶 田 博 志 君
行政経営課副主幹	亀 井 雄 介 君
税務課長	酒 井 博 久 君
税務課主幹	須 賀 博 昭 君
税務課副主幹	三 浦 理 恵 君
収納課長	金 川 英 樹 君
収納課主幹	三 輪 崇 志 君
収納課副主幹	近 藤 祥 之 君
総務課長	石 黒 稔 通 君
総務課主幹	浅 野 武 道 君
会計管理者兼会計課長	今 枝 直 之 君
監査委員事務局長	小 林 悟 司 君
消防総務課長	杉 本 恭 伸 君
消防総務課主幹	日下部 匡 彦 君
消防総務課副主幹	内 藤 克 利 君
消防予防課長	花 木 康 裕 君
消防予防課副主幹	蟹 江 雅 紀 君
消防予防課副主幹	畑 毅 君
消防署長	上 田 修 司 君
消防署東分署長	森 山 和 人 君
消防署主幹	上 村 和 義 君

消防署主幹

黒 谷 高 夫 君

消防署主幹

栢 本 忠 幸 君

消防署主幹

山 本 育 男 君

○委員長 おはようございます。

ただいまから総務委員会を開会いたします。

新年度予算を審議いたします大変重要な委員会、予算審議となります。どうぞ皆様、積極的な審議をよろしく願いいたします。

新型コロナウイルス感染拡大予防のために、マスクの着用は適宜といたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、市長から御挨拶をお願いいたします。

○市長 おはようございます。

去る 2 月 24 日に 3 月定例会が開会されまして以来、連日、終始慎重に御審議を賜り、誠にありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、ただいま委員長がおっしゃられましたとおり、いずれも市政進展の上で大変重要な案件でございます。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決を賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第 3 号 江南市職員の給与に関する条例の一部改正についてをはじめ、6 議案の審査を行います。委員会の案件が終わりましたら、委員協議会を開催いたします。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序については、付託順により行いたいと思いますが、追加提出されました議案第 31 号 令和 2 年度江南市一般会計補正予算（第 15 号）は、議案第 18 号 令和 2 年度江南市一般会計補正予算（第 14 号）の後に審査したいと思いますので、よろしく願いいたします。

また、議案第 5 号 江南市火災予防条例の一部改正についてにおきましては、事前に資料配付の申出がありましたので許可をしております。

資料につきましては、タブレット端末の委員会・協議会から入っていただいて、常任委員会、総務委員会のフォルダー内に配信しておりますので、お

願いをいたします。

委員会での発言につきましては、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されております。質疑・答弁とも簡潔明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言して下さるよう、議事運営に御協力をよろしくお願いいたします。

委員外議員の皆さんの発言につきましては、会議規則第117条第2項において、委員会は委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決めると規定されております。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお議案の審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席をしていただいて、そのほかは退席していただいても結構ですので、お願いします。

議案第3号 江南市職員の給与に関する条例の一部改正について

○委員長 最初に、議案第3号 江南市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○秘書政策課長 議案第3号につきまして御説明申し上げますので、議案書の19ページをお願いいたします。

令和3年議案第3号 江南市職員の給与に関する条例の一部改正についてにでございます。

次の20ページには、江南市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)を、次の21ページには、参考といたしまして新旧対照表を掲げております。

以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○野下委員　今回この条例で防疫手当の特例というのが出てきているんですけど、これが出てくるということは、例えば国とか県がこういう動きがあるから、市がこういうことを定めるのか、市独自のものなのか、それを教えてもらえますか。

○秘書政策課長　こちらの防疫手当の特例につきましては、もともと国が昨年3月に新型コロナウイルス感染症の関係で、チャーター機とかクルーズ船の関係の感染拡大がございまして、その関係で人事院規則を設けたという経緯がございまして。それに従って江南市としましても、職員が新型コロナウイルス感染症への対応をする業務に従事する場合において、国等に準じて防疫手当の特例を設けたものでございます。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　すみません、私のほうから2点ほどお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

1つは、1人1日3,000円、そして市長が認める場合は4,000円を超えない範囲ということなんですけれども、今、江南市の保健師に対して1日400円か何かの防疫手当が規定されているんですけれども、それに比べると危険性とかいうことでかなり高い、1日3,000円の設定があるんですけど、この金額を定める根拠とか、そういったものはあるんでしょうか。

あとついでに、保健師の防疫手当の実績というのはあるのか、教えていただきたいと思えます。

○秘書政策課長　まず初めに、保健師の防疫手当については、ここ数年実績はございません。

3,000円、4,000円の根拠につきましては、国の人事院規則に基づいた形での設定としております。今回の場合は、感染リスクというのが非常に高いということで、金額も国のほうは多く設定しておるようでございます。

○委員長　ありがとうございます。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前 9 時 36 分 休 憩

午前 9 時 36 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 3 号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 5 号 江南市火災予防条例の一部改正について

○委員長 続きまして、議案第 5 号 江南市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○消防予防課長 それでは、議案第 5 号を御説明申し上げますので、議案書の 28 ページをお願いいたします。

令和 3 年議案第 5 号 江南市火災予防条例の一部改正についてでございます。

江南市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。

提案理由といたしましては、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。

それでは、右側の 29 ページをお願いいたします。

江南市火災予防条例の一部を改正する条例（案）でございます。

なお、改正内容につきましては新旧対照表で御説明させていただきますので、さらにはねていただきまして右側の 31 ページをお願いいたします。

第 8 条の 3 第 1 項につきましては、後に説明させていただきます第 44 条に規定中の届出を要する設備に急速充電設備が新たに加わることにより、既に

規定されている燃料電池発電設備に号ずれが生じるために、改めるものでございます。

第11条の2第1項につきましては、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準を規定しているものでございまして、「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」として字句を改め、急速充電設備の全出力の上限を現状の50キロワットから200キロワットまで拡大しています。

同項第4号、5号、6号につきましても、同様に字句を改めています。

次に、必要とされる火災予防上の措置を定めるために、第12号を第15号とし、第11号の次に新たに第12号、第13号、第14号を追加し、以下号ずれを伴うものでございまして、第12号ではコネクタの不時の落下を防止する措置、第13号では充電用ケーブルを冷却するために液体を用いる急速充電設備に講じる措置、第14号では複数の充電ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有する急速充電設備に講じる措置を規定しています。

第15号では、急速充電設備のうち、蓄電池を内蔵しているものの取扱いについて新たに追加等するものでございまして、イでは後段の異常な高温になった場合を削除し、ウでは温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温または低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止することに加え、エでは制御機能の異常を検知した場合の措置を規定しています。

同条第2項につきましては、屋外設置する場合、前条第2項を準用する規定を追加するもので、このうち急速充電設備の全出力が50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものは除外するものでございます。

第17条につきましては、同条中「充てん」を漢字に改めるものでございます。

第44条につきましては、第10号に設置の届出を要する設備として、全出力50キロワットを超える急速充電設備を追加し、以下号ずれを伴い、第15号では「充てん」を漢字に改めるものでございます。

次に、恐れ入りますが30ページに戻っていただきまして、附則について説明させていただきます。

施行期日につきましては令和3年4月1日から施行し、施行の際、現に設

置され、または設置の工事がされている急速充電設備のうち、改正後の規定に適合しないものについては当該規定は適用しないこととしました。

なお、補足といたしまして、江南市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則（案）と参考資料を作成しております。こちらにつきましては、事前に正・副委員長の許可をいただきましたので、タブレット端末に配信させていただいております。

それでは、タブレット端末総務委員会フォルダー内の議案第5号委員会審査資料をお願いいたします。

江南市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則改正案について御説明申し上げますので、タブレットの1ページをお願いいたします。

急速充電設備の届出様式と押印削除の整備を図るため、江南市火災予防条例施行規則（昭和38年規則第5号）の一部を次のように改正するものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表で御説明申し上げますので、ここでは最後の附則について説明申し上げますと、令和3年4月1日から施行するものとしております。

それでは、はねていただきまして、2ページ、3ページをお願いいたします。

初めに、別表の中段やや上にございます第17条3号の項中の「充てん」を漢字に改めるものでございます。

次に、4ページから13ページにわたりまして、様式第1から様式第1の3までの規定、様式第2の2及び様式第3中「印」を削るものでございます。

次に、14ページ、15ページの様式第4をお願いいたします。

届出を要するものとして、全出力50キロワットを超える急速充電設備を追加することから、見出し及び備考中に「急速充電設備」を追加し、「印」を削るものでございます。

次に、16ページ、17ページをお願いいたします。

こちらと同じく様式第5中の「印」を削るものでございます。

次に、18ページ、19ページをお願いいたします。

様式第6中の「充てん」を漢字に改め、「印」を削るものでございます。

さらに、大きく20ページから41ページにわたりまして、様式第7から様式第16までの規定中「印」を削るものでございます。

次に、42ページ、参考資料1をお願いいたします。

こちらは、押印を削除する届出様式の一覧をまとめたものでございます。

最後に、43ページ、参考資料2をお願いいたします。

江南市火災予防条例の一部を改正する条例（案）の概要をまとめたものでございます。後ほど御参照ください。

以上で、議案第5号の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお問い合わせいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありますか。

○河合委員　確認だけ。今の43ページに書いてある該当する基数は、ここに書いてある8か所9台でいいんですね。確認だけ。

○消防予防課長　そのとおりでございます。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○片山委員　教えてほしいんですけども、31ページの新旧対照表の中の11条の2の項目のところで、電気を動力源とする自動車等を電気自動車等という形で言い換えるという形なんですけれども、この文章の中に電気自動車等で、括弧してまた電気を動力源とする自動車等と書いてあるんですけど、これ要らないんじゃないのかなと思って。これは言い換えるのに、また載せてきているというのは何か、早い話がそんな大した問題じゃないんですけど、要るのかなというところなんです。

○消防予防課長　委員お尋ねの11条の2の項中「電気を動力源とする自動車等」という言葉の使い方なんですけれども、こちらは国の準則から引用しているものでありまして、その中身については、この後に続く道路交通法云々の中で、9号が自動車を表しまして、10号が原動機付自転車、11号が軽車両ということですので、これは国の準則をそのまま準用しております。

○片山委員　分かりました。親切に書いてあるのはいいことだと思うんで、別にこれで問題はないんですけどね。

実際問題、電気自動車が普及してきて、各家庭に急速充電器が必要になっ

てきたんで、こういった改正を行わなくちゃいけないと思うんですけども、今現状江南市内で、急速充電器を家庭に設置されているうちって何件ぐらいあるというのは把握はされているんですか。

○消防予防課長 委員お尋ねの御家庭に急速充電という御質問なんですけれども、御家庭における急速充電というのは当方では把握しておらず、普通充電の御家庭が、件数までは把握しておりませんが、一般の家庭でおかれますと普通充電という設備を言っておられます。

○片山委員 分かりました。後日また詳しいことを教えていただきますので、今日はこれぐらいで結構です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでございますので、質疑を終結いたします。
暫時休憩します。

午前 9 時 49 分 休 憩

午前 9 時 49 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 5 号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、お伺いをいたします。

ただいま議案第 5 号の審査のために当局から配付されました資料につきましては、委員会内の配付にとどめおくか、または委員会審査資料として議場配付とするか、いかがいたしましょうか。

〔発言する者あり〕

○委員長 それでは、議場配付という御意見がありますので、配付されました資料につきましては、そのように取扱いをさせていただきますので、お願いいたします。

議案第18号 令和2年度江南市一般会計補正予算（第14号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

企画部

総務部

消防本部

の所管に属する歳入歳出

議会事務局

の所管に属する歳出

第2条 継続費の補正

第3条 繰越明許費の補正のうち

戸籍総合システム改修事業

消防車両更新等事業

第4条 地方債の補正のうち

本庁舎空調設備等更新事業

消防施設整備事業

- 委員長 続きますして、議案第18号 令和2年度江南市一般会計補正予算（第14号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、企画部、総務部、消防本部の所管に属する歳入歳出、議会事務局の所管に属する歳出、第2条 継続費の補正、第3条 繰越明許費の補正のうち、戸籍総合システム改修事業、消防車両更新等事業、第4条 地方債の補正のうち、本庁舎空調設備等更新事業、消防施設整備事業を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最初に、議会事務局議事課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

- 事務局長兼議事課長 それでは、議会事務局議事課の所管につきまして説明させていただきますので、議案書の194ページ、195ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款 1 項 1 目の議会費でございます。

補足説明はございません。よろしくお願いたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて企画部地方創生推進課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いたします。

○地方創生推進課長 地方創生推進課が所管をいたします補正予算につきまして御説明を申し上げます。

議案書の188ページ、189ページをお願いたします。

歳入でございます。

最下段の18款 1 項 1 目 1 節総務管理費寄附金で、説明欄、ふるさと寄附金でございます。

はねていただきまして、190ページ、191ページをお願いたします。

中段の21款 5 項 2 目11節雑入で、説明欄の上から 3 行目、4 行目、地方創生推進課のコミュニティ助成事業助成金でございます。

はねていただきまして、194ページ、195ページをお願いたします。

歳出でございます。

下段の 2 款 1 項 1 目地方創生推進費の地域団体支援事業、またはねていただきまして196ページ、197ページの最上段のふるさと寄附事業でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願をいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○河合委員 194、195ページのコミュニティ助成事業についてお伺いしますが、けれども、今年補正をしたということは2件採択になったということですね、例年1件だけけれども。間違いないね。

○地方創生推進課長 そのとおりでございます。

○河合委員 それで、たくさんの団体から申請があると思うんだけど、今どれぐらい残っています、何件ぐらい。

○地方創生推進課長　今年度、今この補正予算をお願いしております小脇自治会のほうが採択されておりますので、残りはあと3区という状況になっております。

○河合委員　その3区の予定は、順番はどうなっていますか。

○地方創生推進課長　令和3年度の実施に向けまして、今、上奈良区のほうを申請中でございます。例年ですと、3月末から4月ぐらいにかけて採択・不採択の結果が参ります。今年度につきましては、令和3年度の実施に向けて上奈良区と小脇自治会のほうを申請しておったわけですがけれども、県のほうを通じまして1件前倒しで申請できるということで、令和2年度、今回補正をお願いしているところでございます。

今後の予定というので、例年、ここ数年は年間1件の採択ということが多い状況になっています。これにつきましても確約されているわけではございませんけれども、仮に1件ずつ採択されましてと仮定しますと、令和4年度の実施は北野区、令和5年度は勝佐区ということで、今のところ令和5年度に最終の実施ができるのではないかと考えております。

○河合委員　順番はどうやって決めておるの。申請順なのかどうなのか。

○地方創生推進課長　平成29年度に平成30年度に向けた実施に向けて申請をしていただいたところ、6件の募集がございました。その当時、順番をなかなか優先順位で決めることができないということで、くじを引いていただいて、年度ごとの愛知県のほうに提出できるのが2件ということですので、年度ごとに優先順位1・2位を決めて申請していくというようなことを決めさせていただいております。

ただ、先ほど申しあげましたように、それまでは2件申請すると2件採択という状況でしたけれども、1件の採択しかされないというようなことになってまいりましたので、不採択となるような団体が出てきたというのが現状でございます。それにつきましては、その当時、優先順位を決めた順番に、今、再申請という形で申請しておるといような状況でございます。

○河合委員　以前は申請順でやっておったんですね。勝佐区はもっと早く申請しておったの。知らん間に一番最後になってまっておるけれども、平成二十何年に申請しておるのに、このままいったら5年も6年も遅れておる。

順番が狂っておるんじゃないかなという気がしておるんだけど、私は申請順だと思っておったんですよ。同じ申請したのが、山尻区と勝佐区は同じときに申請して、山尻区は済んで、何で勝佐区だけはこんなに5年も6年も遅れるの。おかしいんじゃない。

○地方創生推進課長 年度で2件採択されていたときは、確実に2件を申請して2件採択されるというような状況でしたけれども、今、宝くじの売上げ等が落ちているということで、採択件数が減っているというような状況でございます。そして、申請の順番になかなか今、同時に申請されたとしても、先に採択されて後に回っているというような自治会があるというのも現状でございますけれども、今年度のように前倒しというようなこともありますので、できるだけこういった機会があれば、どんどん申請して早めに採択されるようにしていきたいと思っております。

○河合委員 順番が知らん間にくじ引になってまって、それがおかしいんですよ。申請順で今までずっと来ておったやつを何で突然くじにしてしまったの。くじにすれば、遅く出しても、くじさえ1番を引けば、すぐやっていただけることになるから、やっぱり以前のように申請順ですよ、順番は。くじにしてまえば、当然そういう結果になりますよ。そんなのおかしいですよ。

○地方創生推進課長 平成30年度に向けて平成29年に募集したときに6件の申請があったときに、こういった状況というのは、その当時つかめていなかった、考えていなかったというのが事実でございます。今、自治会のほうには御迷惑をおかけしているというような状況でございます。その点につきましては申し訳なく思っております。

今後、先ほども申し上げましたけれども、できるだけ早めに採択できるように、申請という機会があればやっていきたいと思っております。

それから、今の3件が残っている分が終わって、また新たに募集をかけるというときには、きちんと優先順位というのをつけさせていただいて申請順に採択されるようにしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○片山委員 今の河合委員の質問の関連なんですけれども、私どもの地元地区も実際に狙っております。でも今、3件残っているという形で、次回の

申請は、ちょっと確認です。3件が全て終わってから募集するという形ですか。

○地方創生推進課長　　まずは3件、申請していただいている団体が採択のめどがつかましたら、新たに募集をかけてまいりたいと考えております。

○片山委員　　めどが立った時点で募集という形ですね。分かりました。待っています。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

○河合委員　　もう一点、次のページのふるさと寄附金ですけれども、このところ非常にどんどん増えてきているような、前は何百万という程度やったけど、今回また補正があって1,800万円かな、増えてきているんですけれども、この増えている要因は何だと考えてみえますか。

○地方創生推進課長　　全国的な傾向といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響で在宅される時間が増えたということで、ふるさと寄附自体を考えられるという方が増えたということ、それから記念品で食材等を選択されて御自宅で楽しまれるというようなことで、ふるさと寄附自体が増えているというようなこともございますし、またこういったコロナ禍だからこそ、寄附により思い入れのある自治体を支援していきたいというような方が増えたのが要因ではないかなと考えております。

また、江南市のほうにつきましては、今回、補正予算をお願いいたしまして当初より増額というふうに見込んでおりますけれども、シティプロモーション等によりまして市をPRしていた効果というのが、今少しずつ出ているのではないかと考えております。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、続いて秘書政策課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○秘書政策課長　　それでは、秘書政策課の所管につきまして御説明をさせていただきます。

歳出でございます。

議案書の196ページ、197ページをお願いいたします。

中段やや上の2款総務費、1項総務管理費、2目秘書政策費の人件費等でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○河合委員 1点だけ。ここにまた財調を積んでおるんだけど、2億……。

○委員長 それ、行政経営課、別の課です。

ほかに質疑はありませんか。

○河合委員 市長の施政方針の中で組織再編とあったんだけど、そこはどこで聞けばいい。

○秘書政策課長 当初予算のほうでお願いしたいと思います。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて市民サービス課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 それでは、市民サービス課所管の補正予算について御説明申し上げますので、議案書の186ページ、187ページの中段やや下をお願いいたします。

歳入でございます。

15款2項1目総務費国庫補助金の2節戸籍住民基本台帳費補助金でございます。

続きまして、歳出でございます。

はねていただきまして、196ページ、197ページの中段をお願いいたします。

2款1項4目男女共同参画費の197ページ説明欄、男女共同参画推進事業でございます。

200ページ、201ページの中段をお願いいたします。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費の201ページ説明欄、戸籍事業でございます。その下、住民基本台帳等事業でございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○大藪委員　おはようございます。よろしく申し上げます。

繰越明許費補正についての内容なんですけど、戸籍住民基本台帳費のところ
で182ページのところ。合っていますね。大丈夫ですね。

この2の総務費、戸籍住民基本台帳費、戸籍総合システムの改修事業642
万円余り、これを繰越明許費とされた理由を教えてください。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　戸籍事業の繰越明許について
でございますけれども、この改修につきましては、総務省による戸籍法の一
部を改正する法律に基づく改修と、あと総務省によるデジタル手続法に基づ
く改修のシステム改修を行う予定で予算のほうを上げさせていただいており
ましたが、システム改修の委託先でございます富士ゼロックスシステムサー
ビス株式会社におきまして、緊急事態宣言の発出により、国のガイドライン
に基づき在宅、時短などの勤務体制で対応したため、ソフト開発工程や現地
調達作業などの見直しをせざるを得なかったため、当市の委託業務が年度内
での完了が見込まれなくなったものでございますので、来年度への繰越しを
お願いするものでございます。

○大藪委員　要するにコロナ禍でいろんなことが遅れたので来年度に繰り越
すということで、そういう理解でよろしいですか。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　そのとおりでございます。

○大藪委員　続いて、201ページの内容になります。住民基本台帳等事業、
マイナンバーカード、増額分のところですね。まず、マイナンバーカードの
現在の普及率はどれぐらいでしょうか、教えてください。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　マイナンバーカードの交付状
況でございますが、令和3年2月末の交付枚数は2万4,181枚でございまし
て、石原議員の一般質問のときに答弁させていただいております1月末の交
付枚数が2万2,907枚でございましたので、2月の1か月間で1,224枚交付し
た状況でございます。

- 大藪委員 順調に伸びているということで、1,200万円余りの補正増ということですよ。この補正増で普及率がどの程度上がると見込んでおみえでしょうか。見込みで結構です。教えてください。
- 市民サービス課長兼消費生活センター所長 普及率の見込みという点では、具体的な数字は想定はしていないんですけれども、国が令和元年度にマイナンバーカードの普及及び利活用の促進に関する方針で示した令和2年度末の交付が全人口の約50%を想定しているところなんですけれども、現在、江南市の交付率が24%ぐらいですので、そこまでの交付は少し今年度末は難しいかとは思っているところではございます。
- 大藪委員 具体的に、こういう費用を投入して普及率の向上に向けての方策というか方法、こういうようなことをやろうと思っているということを細かく教えていただきたいと思います。
- 市民サービス課長兼消費生活センター所長 この補正予算ですけれども、地方公共団体情報システム機構というところが全自治体の委託を受けまして、個人番号カードの関連事務に係る経費に要する金額を全人口割で、その団体に支払う金額になっておりまして、地方公共団体情報システム機構で今年度におきまして、まだカードを取得されていない方へQRコード付の申請書を送付したりとかしておりまして、江南市におきましても12月末から約7万2,000名の方に郵送しているところではございますので、そういった業務に経費を充てておりまして、交付申請件数につきましても、そのQRコードを送ったことでカードの申請者が順調に伸びていると思っているところではございます。
- 大藪委員 マイナンバーカードとして、そういうふうにいる努力をされているんですが、国の中央の政治家のお話とか、先日、うちの堀議員と、それから中野議員と一緒に名古屋の市議会を見に行ったときに、既に国は、カードを、カードではなくてスマートフォンに入れていこうという動きがあるというふうに聞き及びました。それについては、今回のこの費用投入、それから普及率向上につけて、またさらには将来的なスマートフォンにどんどん入れていくということについてはどのようなふうにご検討されていますか。
- 市民サービス課長兼消費生活センター所長 現在、マイナンバーカードは

身分証明にも使える公的な書類としての機能と、あとそのカードを使いまして申請ですとか、あと江南市ですとコンビニ交付で利用のときに個人を認定するものとしてのカードとしての機能だと思っております。そういった面では、スマートフォンの普及に伴いまして、スマートフォンで使える機能とかサービスが増加していくとは想定しておりますけれども、現在、マイナンバーカード自体がなくなってスマートフォンで代用できるとは……。

今申し上げました個人認証としての機能はスマートフォンのほうに搭載されていくとは想定されるんですけども、カード自体がなくなるということは、今のところ国としてもないかと思っております。

○大薮委員 おっしゃるとおりで、カード自体がなくなることはありませんし、カードは多分これからも普及させていかなければいけないと思うんですが、江南市自体が遅れているということが、事幸いになる可能性も出てくるんですね、先を読んだ状態で。こういったカードも、スマートフォン、タブレットにどんどん入ってきていますので、そういったところも見込んで頑張っていたきたいなと思っております。要望です。以上です。ありがとうございました。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 すみません、私のほうから1点、2点お尋ねをしたいと思いますが、私のところにもJ-LISから送られてまいりまして、非常に腹立たしかったわけなんですけど、私としては、3月末までにマイナンバーカードを作る申請をすれば、マイナポイント5,000円バックとかということなので、3月末に向けて市民の方が窓口にかなり、今でも多いんですけども、相当たくさんいらっしゃるのを想定してか、3月末の1週間だけ会計年度任用職員の募集をかけておられました。その費用というのは、ここに補正予算には上がっていないような気がするんですけども、どのようにになっているのか。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 今回募集をかけさせていただいたのは、今現在働いてみえる会計年度の方が2月末で退職をしましたので、その補充ということで募集をさせていただいているところでございます。

予算につきましては、当初予算でも既に上げておりましたし、あと12月に

も増員ということで会計年度の予算を上げさせていただいておりますので、その予算を活用させていただくものでございます。

○委員長　　もう一点お尋ねしたいんですが、先ほど来、大藪委員も質疑されておりましたJ-LISからの交付金というか国からの交付金と、またJ-LISへの払い込むお金が、要するに入ってきたのをそのまま出すというだけの通り抜けの予算であって、何か意味がないような気がするわけですけど、今回額が確定したので、この1,217万円増額ということなんですけど、この額というのは何を基準にして決まってきたのでしょうか。江南市として、入ってきたものをそのまま出すだけでは何の意味もないような気がするんですけど、その点はどうなっているのでしょうか。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　　地方公共団体情報システム機構の経費につきましては、国のほうは詳細な内訳を示しているわけではございませんけれども、現在、機構のほうで実施している事業としましては、マイナンバー交付の申請に基づいて発行業務を行ったりですとか、コールセンターの設置ですとかシステムの保守、あと先ほど大藪委員の質問の際にもQRコードの申請書の送付を行っているということでございまして、QRコードの送付が7万2,000名に送っているということですので、今回補正で上げさせていただいた1,217万5,000円を単純に7万2,000人で割り返すと1人166円ということで、郵送等に係る経費やら、その発送に係る印刷製本などに使われているのではないかと想像しているところでございます。

○委員長　　ありがとうございます。

そうしますと、結局1,217万円入ってきて1,217万円払うわけなんですけれども、そのお金で江南市が何かやるということではないわけ、ただ通り抜けていっているだけという、そういう認識でよろしいわけですね。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　　地方公共団体情報システム機構の委託業務を各自治体が行っているということで、自治体からの機構への交付金を払うという形で今回上げさせていただいております。ただ、国のほうも、そういった事業の見直しを行っていく中で、令和3年度以降はシステム機構に払う今の交付金につきましては、直接国からシステム機構に送金する形を検討しておりますので、令和3年度以降の国の予算からは市のほう

から送金するという形はなくなるというものでございます。

○委員長 ありがとうございます。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて総務部税務課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○税務課長 税務課の所管する補正予算について該当箇所を説明させていただきますので、議案書の186ページ、187ページをお願いいたします。

最上段でございます。

税務課が所管する補正予算は歳入のみでございます。

1款1項1目、市民税の個人でございます。市民税、個人、現年課税分の所得割につきまして1億7,860万1,000円の補正増をするものでございます。これは給与所得などの増により、当初予算を上回る見込みによるものでございます。

その下、2目の市民税の法人、現年課税分の法人税割、均等割につきましてはマイナスの6,438万円の補正減をするものでございます。これは、厳しい経済情勢の中、調定額の推移から当初予算額が下回る見込みでございます。

説明は以上でございます。なお、補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 すみません、私のほうから何点かお尋ねしたいと思います。

まず、市民税の個人、給与所得者が増加し、1億7,860万円というびっくりするような個人市民税の増額があったわけなんですけれども、これは確かにコロナ禍は反映していなくて、前年の所得に応じて今年度払っていただく額がこれだけ増えることなんですけれども、いろんな所得階層の方がいらっしゃると思うんですけれども、どの層で増額というのがもたらされているのか、分かったら教えていただきたいと思います。

○税務課長 どの層ということまでは把握はできておりません。給与所得の全体でございますが、約12億5,000万円の伸びということまでは把握はさせていただいてはいますが、階層までは把握いたしておりませんので、よろしくをお願いします。

○委員長 もう一点ですが、現年度分の個人市民税については、新型コロナウイルス感染症の影響で急に今年分が減るよという方に対して、江南市の市税条例の規定に基づいて減免というのが認められていると思います。税務課のほうもホームページにも掲載させていただいて、私どももお願いした経緯があるんですけども、新型コロナウイルス感染症の影響を受けての今年度分の市民税の減免申請というのは実績としてあったんでしょうか。どうでしょうか。

○税務課長 実績のほうに関しまして、今、カウントをしております。もし必要でありましたら、また当初予算の折にでもお答えさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○委員長 ありがとうございます。

最後にもう一点なんですけれども、コロナ禍の業績低迷を反映して、法人市民税、特に均等割が2,000万円も減っているということで、均等割自体の中の2,000万円というのは、かなりのウエートを占める額の減額だと思うんですけども、これこそ法人市民税の均等割でいくと、どのレベルの、本当の零細か、中ぐらいか、江南市にとって大きめの企業なのか、どのレベルでこんなに減っているかということとはつかんでおられるでしょうか。

○税務課長 均等割に関しましては、1号から9号までございます。一番大きいところでございますと、300万円という額を課せさせていただいておる状況でございます。今回におきまして、その9号、8号といった大きいところも減っているという状況でございますので、全体的に減っているというのが現状かと把握しております。

○委員長 ありがとうございます。

ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて総務部行政経営課につ

いて審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○行政経営課長 令和2年度江南市一般会計補正予算（第14号）の行政経営課の所管につきまして説明をさせていただきます。

まず、歳入でございます。

議案書の190ページ、191ページをお願いいたします。

最上段、19款繰入金、1項1目1節基金繰入金で、江南市財政調整基金繰入金でございます。

続きまして、歳出でございます。

はねていただきまして、196ページ、197ページをお願いいたします。

中段やや下の2款総務費、1項総務管理費、5目行政経営費、説明欄、江南市財政調整基金、江南市公共施設整備事業基金の積立金でございます。

少しはねていただきまして、242ページ、243ページをお願いいたします。

最上段の12款1項1目公債費、補正予算額はマイナス293万4,000円、償還金、利子及び割引料でございます。

続きまして、令和2年度江南市3月補正予算説明資料のほうをお願いいたします。

説明資料の4ページでございます。

一般財源調でございます。19款繰入金は財政調整基金繰入金でございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○河合委員 196、197ページの財調のところですがけれども、私、一般質問でお聞きしたら、令和2年度末で約20億円と言われたんですけど、この2億4,900万円、これを入れての20億円なのかどうか確認を。

○行政経営課長 2億4,900万円以外に、今回、15号補正で1億3,000万円ほど補正予算をまたお願いしておりますけれども、その金額を含めた形で約20億円ということでございます。

○河合委員　一般質問でもお願いをしたんですけれども、公共施設のほうにもっと積んだほうがいいような気がするんですよ。これだけ積んだところで、知れておるじゃない、4億円ちょっとだから。これから給食センター、ごみは別に4億円積んでおるんでいいんだけど、この庁舎の建て替えもいずれ出てくるでしょう、もう10年ぐらい。と考えると、そう財調、財調へ積まんと、少し公共施設のほうにも積み上げていかないと、いざというときに何もやれない状況になる。質問したように、新給食センターは、多分財政力0.5以下しか交付金が下りんと言われていまして、まるきり一般財源でやらないかんということになってくると、とても足りない。だから、財調も積まないかんけれども、今、標準財政規模が江南市は190億円ぐらいですよ。7%というと13億円か14億円ぐらいですので、こういう積み方でなしに、ひっくり返すような積み方をしないとまずいんじゃないかなと思いますので、これから公共施設のほうに少し余分に積んでいかないといかんなあということだ、要望だけしておきます。

○委員長　要望ですけれども、答弁は。

○行政経営課長　本会議の折にも、財政調整基金の残高につきましては、今7%を目安ということで、これまでも答弁させていただいておったんですけれども、10%程度でということも視野に一応検討を進める段階に来ておりますという御答弁をさせていただきました。あわせまして特定目的基金のほう、現在、公共施設の整備事業基金、それから新ごみ処理施設の建設基金という形で、大きくこちらのほう積立てを行っていく予定ではおりますけど、現状、公共施設のほうは5,000万円ぐらい、新ごみに関しましても一定2億円ぐらいという形で推移をしております。今後の公共施設の再配置等を鑑みますと、5,000万円というのは定額ではないという認識を持っておりますので、給食センターを含め、福祉センターも含めまして、この特目への積立てというのは、財調の積立て、10%をある程度加味しながら、特目への積立ても、今後増額というのでも視野に検討してまいりたいと考えておりますので、お願いします。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○田村委員　よろしく申し上げます。242ページの12款公債費、1項公債費、

1目公債費の金額がマイナス293万4,000円となっていて、原因は市債償還利子がマイナスになったことは分かりますけれども、借り入れた市債の利子がどのような理由で減額になったのか、教えてください。

○行政経営課長　今回、市債償還事業ということで減額補正をお願いするにつきましては、こちらは令和元年度の事業に係る借入額が確定したということでございます。利子につきましては、当初予算では政府系は0.2%、それから民間金融機関は0.4%で利率のほうは組んでおりましたけれども、こちらのほうは入札等の結果、実勢の利率に見直した結果という形で減額補正ということでございます。

元金のほうにつきましては、政府系の財政融資につきましては元利均等ということで支払っておりますので、利子分が減れば元金部分は増えるという形になりますので、そういったことで56万円の増という形で内訳としてはなっております。

○田村委員　ありがとうございます。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて総務課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○総務課長　それでは、総務課の所管につきまして御説明させていただきますので、議案書の182ページをお願いいたします。

第2表　継続費補正、2款1項総務管理費、本庁舎空調設備等更新事業におきまして、継続費の総額及び年割額の変更をお願いするものでございます。

次に、183ページをお願いいたします。

第4表　地方債補正に、本庁舎空調設備等更新事業を掲げております。

続きまして、190、191ページをお願いいたします。

歳入でございます。

中段にあります21款5項2目雑入、11節雑入、説明欄、自動車損害共済災害共済金でございます。

はねていただきまして、192ページ、193ページをお願いいたします。

22款1項7目総務債、1節総務管理債、説明欄、本庁舎空調設備等更新事業債でございます。

続きまして、196ページ、197ページをお願いいたします。

歳出でございます。

最下段の2款1項6目行政事務費、説明欄、本庁舎空調設備等更新事業204万3,000円の減額及び、はねていただきまして199ページ最上段の公用車管理事業29万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○河合委員 1点だけ。自動車の損害共済、たくさんあるんだけど、今年は何件ぐらい事故がありましたか、交通事故。

○総務課長 保険で支払われたもので申し上げますと9件。9件のうち2件が事故に遭ったほうです。だから、こちらが過失がある分については7件ということでございます。

○委員長 ほかにありませんか。

○大藪委員 公用車の管理事業の29万9,000円ですか、増額の内訳を教えてください。

○総務課長 この管理事業の29万9,000円の補正増のお願いをしている部分でございますけれども、事故がございまして、横断歩道で停止している車に衝突をしてしまいまして、江南市の公用車のほうが100%過失があるということで、その公用車の修理代が29万9,000円ということになっております。そのうち12万円は自動車共済会の共済金のほうで支払われます。以上です。

○大藪委員 それは、要するに100%こちらが悪いということで、保険で払われた金額はその金額で、あとは市のほうから持ち出さなきゃいけないというふうな理解でよろしいですか。

○総務課長 相手方には、相手方の損害につきましては44万7,082円、相手方の車の修理代というのはここには計上されていませんけれども、保険のほうから修理費ということで支払われております。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 すみません、1点私のほうからお尋ねをしたいと思います。

歳入の総務債、空調設備等更新事業債という新たな、これまで認められなかった起債を今回認められて8,320万円借りるということなんですけれども、起債がこのように空調設備の更新事業をやっているさなかに認められたというのは、あまりないことではないかと思うんですが、どうして認められることになったのか説明をしていただきたいと思います。

○総務課長 今回の補正というか事業債が認められた経緯でございますけれども、総務省が新型コロナウイルス感染拡大による地方自治体の財政難に対応するため、税収減を補うために発行できる減収補填債を拡充するということになりました。その補填の対象に消費税など7税目を追加されましたので、江南市の地方消費税が今年度8,000万円ぐらい減額になるという見込みができました。この空調設備についても事業債を認めてもらえるかどうかという確認をしましたら、事業債を認めてくれるということになりましたので、財源更正して起債を充てまして、75%事業債を充てますけど、そのうちの残りの25%については減収補填債というものを発行していくということになりましたので、事業の途中ですけれども、事業債のほうで認められたということでございます。

○委員長 この更新事業債は、減収補填債の扱いではないわけですよ、交付税算入がないわけなので。その25%分が減収補填債ということなんですね。

○総務部長 8,320万円ですか、こちらの借入れのうち75%、今、総務課長のほうが説明を申し上げたのは25%分の減収補填債の説明でございます。本体のほうの75%分につきましては、本庁舎の空調のうち、ファンコイルの部分の起債を当初予算は計上してございませんでしたが、ずっとここまで県のほうと協議をしてまいりまして、それが認められたということで、一般単独事業債の活用をして75%、残りの25%を減収補填債で充てていくという内容になっておりますので、よろしく願いをいたします。

○委員長 分かりました。じゃあ最初の総務課長の説明はちょっと違ったということで。

○総務課長 減収補填債が認められるということで、そうすると起債をしな

いといけないということ。流れがそういう。

○委員長 すみません、じゃあちょっと取り違えました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて消防本部消防総務課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○消防総務課長 令和2年度江南市一般会計補正予算（第14号）のうち、消防総務課が所管いたします補正予算につきまして御説明を申し上げます。

議案書の182ページをお願いいたします。

中段でございます第3表 繰越明許費補正、9款1項、事業名、消防車両更新等事業、金額といたしまして3,480万3,000円の繰越明許費補正をお願いするものでございます。

お隣のページ、183ページをお願いいたします。

第4表 地方債補正、下から5つ目になります。消防施設整備事業といたしまして掲げてございます。

はねていただきまして、議案書の188ページ、189ページをお願いいたします。

歳入の該当部分になります。

中段やや下でございます16款2項7目消防費県補助金、1節消防費補助金、説明欄の南海トラフ地震等対策事業費補助金でございます。

続きまして、歳出について御説明させていただきますので、議案書の230ページ、231ページをお願いいたします。

上段でございます9款1項1目消防総務費でございます。この消防総務費の補正予算額には増減はございませんが、財源更正及び繰越明許費補正をお願いするものでございます。

説明欄をお願いいたします。

消防車両更新等事業の特定財源として見込んでおります県補助金、内示額が予算額を上回ったため増額し、この増額に伴い関連する地方債を減額する財源更正をお願いするものでございます。

また、この消防車両更新等事業におきまして、年度内に事業の完了が見込めないことから、その必要と見込まれる額3,480万3,000円を繰越明許費補正としてお願いするものでございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようですので、続いて消防署について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○消防署長 消防本部消防署所管の補正予算について御説明を申し上げます。

歳出について御説明申し上げますので、議案書の230、231ページをお願いいたします。

中段にございます9款1項3目消防署費、所管は消防署で、47万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、231ページ説明欄をお願いします。

人件費等におきまして、職員手当等、特殊勤務手当47万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしく申し上げます。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、1点だけお尋ねします。

47万2,000円の特殊勤務手当は、最初、審議いたしました防疫手当ですけれども、これは4月1日に遡って支給される予算というふうに説明を受けているんですが、消防署員何人分というふうに計算すればよろしいでしょうか。

○消防署長 人数にあっては118人分という計算で伺っております。

○委員長 これは出動が何回分ということで118人という、延べ118人かと思うんですが。

○消防署長 事前に人事のほうに提出しました資料が、8月から今年の1月

までの件数が30件ございまして、それを6か月間で割って月平均5というところから、2月、3月もそのまま計算で5件ずつという計算から、40件搬送があるという想定で計算をされております。人員にあつては、各出動3人、もしくは4人の場合もございまして、その辺を考慮して118人という計算となっているということです。

○委員長 3人から4人だから、1回の出動で4人に対して支払われた実績もあり、また3人に支払われた実績もあり、そのようにカウントすればいいのかなと思うんですけど、4,000円という場合もあるような条例改正というか手当の改正だったんですけども、4,000円というのは、この中には入っていないということですか。

○消防署長 委員長お尋ねの内容なんですが、条例の改正案の中の附則2項の中に1日3,000円というのがメインであるんですが、その後ろに新型コロナウイルス感染症の患者、もしくはその疑いのある者の身体に接触して、またはこれらの者に長時間にわたり接触して行う作業というところで、救急の活動がそれに当たるというところで、基本的に救急隊員は4,000円ということになるんですが、この中で別表第3の備考を除くという、附則2項の最後のほうに記入してありまして、この備考欄に、作業が4時間を超えない者は100分の50とするという記載がございまして、4時間を超えない者は2,000円という、実際のところはそういう計算になります。

○委員長 ありがとうございます。

追加というか余分ですけども、救急出動される前に、新型コロナウイルス感染者のおそれがあるという場合は、防護服をつけて完全装備で救急隊員が出動されると思うんですけども、その出動に際しての準備作業とか、帰ってきてからの防護衣の処理とか、そういったのにはどの程度時間を要しているのか。救急出動に際して手間取って救急車の出発が遅れるとか、そういったことはないんでしょうか。

○消防署長 新型コロナウイルス感染の疑いがあるという情報があった場合には、もちろん防護服等、しっかりとした全身つなぎ式の感染防止衣を着用して、救急車内も感染防止のビニールを貼って出動することになりますが、多くの場合はそれがはっきりしないことが多いものですから、通常の出動に

関しても、感染防護服と、あとN95という微粒子を通さないマスクを着用して活動しており、救急の医学会のほうからも、そのスタイルでも感染のおそれはないということをおっしゃっておりますので、通常はそのままの態勢で行きます。ただし、出動途中で傷病者宅へ電話をした際に疑われる場合は、新たに次の救急車を、そういった車内の感染防護の措置と、あとつなぎの感染防護服を着用した隊員が後から駆けつけて、実際の搬送をするという形になっております。

○委員長 ありがとうございます。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前10時50分 休 憩

午前10時50分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第18号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

午前10時51分 休 憩

午前11時04分 開 議

○委員長 会議を再開いたします。

議案第31号 令和2年度江南市一般会計補正予算（第15号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

企画部

総務部

消防本部
の所管に属する歳入歳出

○委員長　　続きますして、議案第31号 令和2年度江南市一般会計補正予算（第15号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、企画部、総務部、消防本部の所管に属する歳入歳出を議題といたします。

　　審査方法は、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしく願いいたします。

　　最初に、企画部市民サービス課について審査をします。

　　当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　　それでは、議案第31号 令和2年度江南市一般会計補正予算（第15号）の企画部市民サービス課所管の補正予算について御説明申し上げますので、追加議案書の12ページ、13ページをお願いいたします。

　　歳入でございます。

　　12ページ、13ページの上段でございます15款4項6目総務費交付金の1節総務管理費交付金の市民サービス課分、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

　　続きますして、同じページの下段でございます18款1項1目総務費寄附金の1節総務管理費寄附金及びその下2節戸籍住民基本台帳費寄附金の新型コロナウイルス感染症対策寄附金でございます。

　　続きますして、歳出でございます。

　　はねていただきまして、14、15ページをお願いいたします。

　　2款1項3目市民生活費の15ページ説明欄、布袋ふれあい会館運営事業（新型コロナウイルス感染症対策）から市民相談員事業（新型コロナウイルス感染症対策）まででございます。

　　はねていただきまして、18ページ、19ページの中段をお願いいたします。

　　2款3項1目戸籍住民基本台帳費の19ページ説明欄、住民基本台帳等事業（新型コロナウイルス感染症対策）でございます。

　　説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願い

いたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○野下委員　消費生活センター事業で、消費生活の相談と、それから市民相談と2つ今回、オンライン相談のためのパソコン整備とありますけれども、実際に一昨年と、それから今年度と、どれぐらい相談の推移なのか教えていただけますか。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　市民生活相談の相談件数でまず申し上げますと、令和元年度が472件、令和2年度は2月28日までの件数で申し上げますと457件でございます。市民相談の件数でございますが、令和元年度が344件、令和2年度におきましては2月28日までで365件でございます。

○野下委員　ということは、コロナ禍が1年ぐらいになりますけど、コロナ禍でもこれだけ相談があると。実際には来庁してみえると思うんですよね。この中でオンライン相談を始めるといふ形になってくると思うんですけれども、これは予約制じゃないと思うんですよね、たしか。違いましたか。予約制ですか、そもそも相談は。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　現在行っております市民生活相談と消費生活相談におきましては、来庁以外にも電話相談も受けておりまして、予約は特段今は必要ではございません。

○野下委員　そうなりますと、例えばオンラインで今回やろうという話になっていますが、ここではね。オンラインでやっているときに、例えば電話が入ったとか、あるいはお客さんが見えたとかいう場合だって当然考えられるわけですし、逆のパターンもあるでしょうけど、こういうのはどういうふうに対応されていく御予定ですか。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　オンライン相談におきましては、時間制限で30分を想定しておりますので、もし仮にオンライン相談中にほかの方が御来庁ですとか電話相談いただいた方には、終わる時間のめどが立ちますので、その時間を御案内して対応させていただく予定にしております。

- 野下委員　　そうやって時間制限されれば分かるわけでしょうが、ただ今回、このオンラインでやりますよということは今回初めてと聞きますので、これはどのように市民の方に周知をされるかということをお聞きしたいと思います。
- 市民サービス課長兼消費生活センター所長　　このオンライン相談の環境整備につきましては、流用で購入を進めさせていただいております。今年度末には環境の整備を終えたいと思っております。市民の方につきましては、環境の整備が整いましたら、ホームページですとか、あんしん・安全ねっとでの周知と、あと広報周知も進めてまいりたいと思っております。
- 野下委員　　その辺しっかりとやっていただいて、混乱のないようによろしくお聞きしたいと思います。
- 委員長　　ほかに質疑はありませんか。
- 東猴委員　　このオンライン相談、市民の方が申し込んでくるとして、例えば電話だったら電話番号があるわけじゃないですか。このオンライン相談というのは、何か固定のアドレスを市民に周知させて、それにオンライン相談したい場合は、そのリンクをクリックして相談してきてくださいなのか。普通、一般的に例えばZ o o mですと、その会議のたびに新たなリンクを生成し、個別にメールで送ったりするなどして、そのリンクをクリックしていただければ入ってこられると思うんですが、何か事前に共通のアドレスとかを生成しておいて、事前に市民に送付するとか、そういう感じなんですか。
- 市民サービス課長兼消費生活センター所長　　申込みの仕方なんですけれども、まずはグループのメールアドレスにメールをいただきまして、相談の予約希望時間とかを確認させていただいた上で、予約が取れましたら、その方にメールで返信でミーティングIDとパスワードを送信させていただいて、相談時間になったら、そのIDとパスワードで接続していただくという、その形でございます。
- 東猴委員　　Z o o mということよろしいんですか。
- 市民サービス課長兼消費生活センター所長　　利用アプリにつきましては、Z o o mを考えているところでございます。
- 田村委員　　すみません、関連してなんですけれども、どちらかという質問

問にはならないかもしれないんですが、最近、Z o o mアプリに対するセキュリティの低さが大変指摘されておりまして、すみません、僕も裏をきちんと取ったわけじゃないんですが、きちんとした一流企業、それから官庁の中ではZ o o mは使わなくてS k y p eにちょっと戻っているパターンもあるんで、その辺のあたりに関してはどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

- 市民サービス課長兼消費生活センター所長　　現在、利用アプリにZ o o mを考えていると申し上げましたのは、自治体の中で今一番相談で使用されているのがZ o o mでございまして、近隣ですと小牧市もオンラインの育児相談でZ o o mを使っているということを確認しましたので、今回それを検討させていただきます。

委員御指摘のセキュリティの面につきましては、またそれ以外の方法での、Z o o m以外でもできるとか、そういうのもまた状況を見ながら検討材料にさせていただきたいと思います。

- 田村委員　　ありがとうございます。きちんと御検討いただいた上で、近隣もそのようなことであって足並みをそろえておられるということとございましてけれども、また精査させていただけるとありがたいので、よろしく願いいたします。

- 委員長　　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 委員長　　質疑も尽きたようでありますので、続いて総務部行政経営課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

- 行政経営課長　　令和2年度江南市一般会計補正予算（第15号）の行政経営課の所管につきまして説明をさせていただきます。

歳出でございます。

追加議案書の14ページ、15ページをお願いいたします。

中段やや下、2款総務費、1項総務管理費、5目行政経営費、説明欄、江南市財政調整基金の積立金でございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。よろしく願いいた

します。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて総務課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○総務課長 それでは、総務課の所管につきまして御説明させていただきますので、議案書の12、13ページをお願いいたします。

歳入でございます。

上段の15款4項6目総務費交付金、1節総務管理費交付金、説明欄、総務課分でございます。

次に、14、15ページをお願いいたします。

歳出でございます。

最下段の2款1項6目行政事務費、説明欄、庁舎等維持運営事業の財源更正をお願いするものでございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて税務課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○税務課長 税務課の所管する補正予算につきまして該当箇所を説明させていただきますので、追加議案書の12ページ、13ページをお願いいたします。

上段にございます歳入についてです。

15款4項6目総務費交付金、1節の総務管理費交付金と、その下、2節徴税費交付金で、1節の税務課分を皆減とし、新たに設けた2節に税務課分を計上いたしております。

次に、歳出でございます。

18ページ、19ページをお願いいたします。

上段でございます。個人賦課事業（新型コロナウイルス感染症対策）について財源更正をするものでございます。

説明は以上でございます。なお、補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　すみません、私から、意味がよく分からないんですが、総務費交付金を徴税費交付金に付け替えるという、それで財源更正だけという説明だったんですけど、どうしてこのようなことになっているのか、説明をもうちょっとしていただけたらと思います。

○税務課長　税務課の歳出予算でございますが、2款2項の徴税費でございます。交付金のほうの科目は歳出に合わせたものとするので、市役所全体としてはルールをつくるということでございますので、財源更正、今回、歳入のほうの交付金のほうがやや増額ということに合わせまして、2節徴税費交付金を新設いたしまして、改めて総務費管理交付金を皆減にして新設した徴税費交付金のほうへ移すという形を取っております。

○委員長　名前を合わせて変えたという、分かりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて消防本部消防総務課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○消防総務課長　消防本部消防総務課が所管する補正予算につきまして御説明申し上げます。

追加議案書の12ページ、13ページをお願いいたします。

歳入でございます。

中段やや上でございます15款4項7目1節消防費交付金、説明欄の消防総務課分、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

次に、歳出について御説明申し上げますので、40ページ、41ページをお願いいたします。

上段にございます9款1項1目消防総務費、所管は消防総務課で、29万7,000円を減額するものでございます。

説明欄をお願いいたします。

消防庁舎等改修事業（新型コロナウイルス感染症対策）といたしまして、仮眠室改修工事が完了し、金額が確定いたしましたので、不用額の29万7,000円を減額するものでございます。

また、特定財源としております国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましても財源更正するものでございます。

次に、その下の消防車両整備保全事業（新型コロナウイルス感染症対策）につきましても、事業が完了し、特定財源としております国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源更正するものでございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑もないようですので、続いて消防署について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○消防署長　消防本部消防署所管の補正予算について御説明を申し上げます。

歳出について御説明申し上げますので、追加議案書の40ページ、41ページをお願いいたします。

中段にございます9款1項3目消防署費、所管は消防署で、299万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、41ページ説明欄をお願いいたします。

物品購入事業（新型コロナウイルス感染症対策）におきまして、3万円の増額補正をお願いするものでございます。

その下、救急出動事業（新型コロナウイルス感染症対策）におきまして、64万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、1枚はねていただきまして、43ページ上段の説明欄をお願いいたします。

救急資機材整備・保全事業（新型コロナウイルス感染症対策）におきまして、232万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしく申し上げます。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○片山委員　すみません、1つだけいいですか。43ページの新型コロナウイルス感染症に関する備品購入という形なんですけれども、オゾン発生装置なんですけど、92万円。私も取扱いをしております、オゾン発生装置というのはピンからキリまであるんですけれども、これって発生装置1台ですか。じゃなくて何台かあるのであれば、何台でどこに設置したというのはわかりますか。

○消防署長　まず、オゾン発生装置ですが、従来、消防署に2台ございました。そして、今年度の7月の補正で2台、これは救急車に積載するタイプのものを2台、東分署と本署の1台ずつに積載するように購入をさせていただきました。今回お願いするのは2台ですね。これは救急資機材等を保管しているときに、そこで消毒をしたいというところから、本署と分署に1台ずつ購入の予定でお願いしたものでございます。

○片山委員　2台分という形ですね、この金額92万円。

○消防署長　そのとおりです。

○片山委員　じゃあ救急車には、今、全台オゾン装置は、先ほどの説明だともう入っているという形ではよろしかったですかね。

○消防署長　車両に常時積載しているのは2台のみでございます。

○片山委員　分かりました。以上で結構です。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○河合委員　同じページで、ちょっとよく分からんのは、殺菌線消毒ロッカーというのはどういうものですかね。今頃聞いておったらいかんけど。

○消防署長　委員お尋ねの殺菌線消毒ロッカーというのは、紫外線を当てて消毒するというタイプのものにして……。

[発言する者あり]

- 消防署長　　そういうのに近いですね。主に感染防止衣などをかけて、そして回転をするんです。そこに紫外線が当たって消毒をするというものでございます。
- 河合委員　　同じところのパルスオキシメーターなんだけれども、カタログをもらって、よく分からんのだけれども、これも。これって何台買うんですかね。
- 消防署長　　今回は3台をお願いしております。
- 河合委員　　ということになると、救急車は、今、東と本署で4台あるんじゃない。3個しか買わんと、もう一台はどうするんだろう。
- 消防署長　　今回お願いするのは3台になりますが、1台、本署の救急1号車、一番新しい救急車に高機能のこういったパルスオキシメーターを積載しております、残りの3台が従来のものしかなかったというところで、今回3台上げさせていただいております。
- 河合委員　　これを見ると、肩にかけて持ち運びできるというタイプなんだけれども、指に挟むやつと性能が違うんですかね。これ高いけど。
- 消防署長　　委員が言われる指に挟むタイプでも測れるんですが、救急現場でよくあるのが、体温が冷えていたりすると非常に出ないということと、あと数値が低くなるとエラーで、それがどちらで出ないのかというのがはっきり分からない部分がございます。それが今回お願いするものは、体温が低い状態でも測れるということと、数値が低くても表示されるということになっております。
- 委員長　　ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- 委員長　　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時29分　　休　憩

午前11時29分　　開　議

- 委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第31号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたしまして、昼食休憩に入らせていただきたいと思います。

午前11時29分 休 憩

午後 1 時00分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第23号 令和3年度江南市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算のうち

企画部

総務部

会計管理者の補助組織

消防本部

の所管に属する歳入歳出

監査委員事務局

議会事務局

の所管に属する歳出

第2条 継続費

第3条 地方債のうち

布袋駅東複合公共施設整備事業

本庁舎空調設備等更新事業

防災基盤整備事業

消防施設整備事業

臨時財政対策債

第4条 一時借入金

第5条 歳出予算の流用

○委員長 議案第23号 令和3年度江南市一般会計予算、第1条 歳入歳出予算のうち、企画部、総務部、会計管理者の補助組織、消防本部の所管に属する歳入歳出、監査委員事務局、議会事務局の所管に属する歳出、第2条 継続費、第3条 地方債のうち、布袋駅東複合公共施設整備事業、本庁舎空調設備等更新事業、防災基盤整備事業、消防施設整備事業、臨時財政対策債、第4条 一時借入金、第5条 歳出予算の流用を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしく願いいたします。

最初に、議事局議事課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたら、お願いをいたします。

○事務局長兼議事課長 それでは、議会事務局議事課の所管につきまして御説明させていただきますので、一般会計予算書及び予算説明書の68、69ページをお願いいたします。

歳入はございません。

歳出につきましては、68、69ページから74、75ページの上段までの1款1項1目議会費でございます。

補足説明はございません。よろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでございますので、続いて企画部地方創生推進課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○地方創生推進課長 地方創生推進課の所管につきまして、予算書の該当箇所を御説明させていただきます。

別冊の一般会計予算書及び予算説明書をお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

32ページ、33ページをお願いいたします。

32ページ、33ページの下段になります14款2項1目1節総務管理手数料、説明欄、地縁団体証明手数料でございます。

次に、56ページ、57ページをお願いいたします。

2段目の17款1項2目1節利子及び配当金、説明欄上から7行目、8行目の地方創生推進課の江南市ふるさと応援事業基金利子でございます。

次に、同じページの下段をお願いいたします。

18款1項1目1節総務管理費寄附金、説明欄、ふるさと寄附金でございます。

次に、60ページ、61ページをお願いいたします。

21款5項2目1節市町村振興協会基金交付金と、その下の2節市町村振興協会新宝くじ交付金でございます。

次に、62ページ、63ページをお願いいたします。

21款5項2目11節雑入、説明欄下から10行目、地方創生推進課とございます市勢要覧売捌収入から、3つ下の有料広告掲載料まででございます。

続きまして、74ページ、75ページをお願いいたします。

以下、歳出でございます。

下段の2款1項1目地方創生推進費でございます。そこから80ページ、81ページの上段、秘書政策費の手前、地域連携事業まででございます。

所管する該当箇所は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありますか。

○河合委員　77ページのタウンミーティングについて少しお聞きをしたいんですけど、今年度の開催状況はどうなっておるのか、令和2年度だね。それで、来年度はどういう予定なのかお伺いをしたいと思います。

○地方創生推進課長　令和2年度のタウンミーティングにつきましては、令和3年2月5日に市民協働・市民活動推進協議会の開催に合わせまして、協議会の委員の皆さんとタウンミーティングを実施いたしました。

当日は、地域における自発的な市民活動や、市民協働による江南市のまちづくりを推進していく上で必要なことなどをテーマに開催をしたものでございます。

令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、タ

ウンミーティングの開催を見合わせておったということでございまして、1回の開催という状況でございます。

それから、令和3年度につきましては、3回開催してまいりたいというふうに今のところ考えております。

○河合委員　この開催についてはどのように決めておるんですかね。要望があるとか、どこかから。

○地方創生推進課長　タウンミーティングの開催に当たりまして、市長からはできる限り市民の皆様と直接顔を合わせて、また膝詰めでタウンミーティングを実施していきたい、それから女性や若者の声といった、ふだんなかなか届きにくいという声も大事にしていきたいというような意向を伺っております、こういった市長から示された方針を基にしまして、市長の公務日程等を考慮して決定をさせていただいているところでございます。

○河合委員　確かに新型コロナウイルス感染症もまた今年度も危ないようだけれども、できるだけ、市長、タウンミーティングをやられるということで、行っていただきたいと思います。

それで、次に79ページの役務費のボランティア活動保険料と市民活動総合補償保険料の違いって、どう違うんですかね。

○地方創生推進課長　ボランティア活動保険料につきましては、アダプト制度の支援の中の一つでございまして、地域の公園や道路等の美化活動をしていただいております方の活動に対しまして、傷害保険、損害保険等、賠償保険をかけているものでございます。

それで、市民活動総合補償保険料につきましては、市が行う諸行事等の開催中に市から無報酬で参加やボランティア活動を依頼された指導者、スタッフ、活動の参加者、それから市民団体等が行う諸行事に参加する市民等が被った事故について、けが等をされた方に保険金額を限度に補償を行うものでございます。

補償の対象の具体的な例としましては、例えば地区の資源ごみ回収の立ち当番ですとか防犯パトロール、側溝清掃、登下校の旗当番、見守り当番ですね、広報の配付、ポスターの掲示といったことでけがをされた場合に保険金が支払われるというものでございます。

○河合委員　この両方の保険料だけど、実際に支払った実績はあるのか、それぞれあれば金額を。

それと、最高補償額というのはどれぐらいあるのか。例えば、死亡した場合は幾らとかそれぞれあると思うんですけど、その補償の内容と実績が分かれば教えてほしい。

○地方創生推進課長　まず、実績でございませけれども、ボランティア保険のほうは今年度につきましてはございません。

市民活動総合補償保険料につきましては、今年度、令和3年2月末現在でございませけれども、8件で16万2,000円の保険金が支払われております。

※
それから、補償の内容でございませけれども、ボランティア保険のほうにつきましては、死亡ですと720万円、後遺障害ですと程度に応じて死亡の100%から42%、入院ですと1日に月6,000円、通院ですと1日に月4,000円というような保険が適用されてまいります。

それから、市民活動総合補償保険のほうでございませけれども、死亡保険金としまして1名につき200万円、後遺障害保険金としまして1名につき200万円から8万円、入院保険金としまして180日を限度に1日当たり1名につき3,000円、通院保険金としまして、90日を限度に1日当たり1名につき2,000円というようなものが支払われるというような保険でございませ。

また、令和3年度につきましては、指導者やスタッフ等が賠償事故を起こし損害賠償責任を負った場合の賠償保険にも対応できるように見直してまいりたいというふうに今のところ考えております。

○河合委員　ちょっと確認だけど、今、ボランティア活動保険料の死亡事故はマックス720万円と言われたよね。市民活動のほうは200万円と言われたんやけど、保険料がこんだけ違うのに金額はまるきり逆になっておるけど、そうなの、これ。

○地方創生推進課長　保険料につきましては、ボランティア保険のほうというのは清掃活動ですとかといったことでけがをする割合と申しますか、そういったものが高いということで補償がある程度あるのではないかと申しております。

市民活動総合補償保険につきましては、今年度、今のところ8件というこ

※ 後刻訂正発言あり

とですけれども、広く市民の皆様を対象に保険をかけているということで、多少、支払われる保険料が低いというような状況でございます。

○委員長　　よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

○大藪委員　　先ほど河合議員が質問されました77ページのタウンミーティングの関係で2つだけ。

今ある答えで結構ですので、実際にこのタウンミーティング、過去の実績として市政に反映されたもの、その内容と併せて今年度ほどのような内容に期待をされているかをちょっと教えてください。

○地方創生推進課長　　タウンミーティングでございますけれども、なかなかそのタウンミーティングの場で結論を出すとか、そういったような趣旨というよりは、皆さんの御意見、市民の皆様がどういった考えでおられるのかというような意見を伺っていくというようなことに重きを置いて実施をさせていただいております。

具体的にその成果ということで、なかなかいい例が思い浮かばないというのがあれなんですけれども、例えば古知野高校の皆さんとタウンミーティングを行った際に、道が暗いとか、そういったようなお話もありましたので、そういった意見があったということで担当課のほうに伝えさせていただいたりというようなことはしております。

今年度につきましても、市民協働・市民活動推進協議会の皆様とタウンミーティングのほうをさせていただいておりますけれども、その中でSNSを使った情報発信、PRに努めてほしいとかいうような御意見もございましたし、また一方でSNS等を使われたい方との情報格差というようなことが生じないようにやっていただきたいというような御意見もありました。

また、布袋駅東複合公共施設のほうの交流スペースのほうに期待をというような声もありましたので、そういったことは市長の耳に届いております、また今後市長の政策に生かされていくものというふうを考えております。

○大藪委員　　ありがとうございます。

ぜひとも、他市町などのアプリのマチイロなんかを見ていると、他市町の広報などには、そういったタウンミーティングなどで提案されたものがこ

んなふうになされたというのがあるのをよく見ます。ぜひともそういうところをなしてやっていたきたいという要望を言って終わります。以上です。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○田村委員　すみません、80ページ、81ページ、2款総務費、1項総務管理費、1目地方創生推進費の12節ふるさと寄附事業の中に業務委託料が698万1,000円計上されているんですけど、これは何に使っているんですかね。

ふるさと納税のサイト利用料だとか、それとも事業者にどういった具体的な作業の委託をされているのか、ちょっとお尋ねしたいです。

○地方創生推進課長　こちらの698万1,000円につきましては、「さとふる」というサイトといいますか、業者を使っておりまして、そちらのほうに寄附額の12%掛ける消費税というような額でサイトを利用する、また業務を行っていただくということで業務の委託料をお支払いしております。

また、今年度につきましては、令和2年度までは記念品という形で別で節を設けておりましたけれども、予算をつくっていく中で業務委託料の中に入れてそれも整理しておくということになりましたので、業務委託料の中には業者を利用する業務委託料と記念品を合わせて698万1,000円というような数字になっております。

○田村委員　ありがとうございます。

ちなみに、これは「さとふる」じゃないと駄目なんですか。

○地方創生推進課長　以前は「ふるさとチョイス」というようなサイトを使っておりましたけれども、「ふるさとチョイス」のほうは最大手といいますか、たくさんの自治体がそちらのほうを利用しているということで、江南市のほうが埋もれてしまうという危険性もありましたので、いろいろな手数料ですとか業務委託料とかを比較させていただいて、今、「さとふる」というような業者を使っております。

こちらのほうにつきましては、どの業者を選ばれるかというのはその自治体によって様々でありますけれども、今のところ江南市は「さとふる」のほうにお願いをしてやっていくというような考えでおります。

○田村委員　はい、どうもありがとうございました。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　すみません、1点、お尋ねをしたいと思います。

広報「こうなん」のページ数を減らすということで、減ページということで恐らく発行費が減少していると思うんですけども、それは具体的にどのように、どういった項目の掲載をやめていこうとしているのか。

具体的に1か月あたりに何ページぐらい減らして、いつからやっっていこうという計画なのか教えてください。

○地方創生推進課長　広報のページの削減につきましては、いつからというわけではなく、常に今でも行っております。

一つ一つの記事に詳細な情報を今までは広報のほうに掲載しておりましたが、ホームページのほう、CMSに移行したということで、できる限りホームページのほうに充実した情報を載せて、広報のほうには、詳しくはホームページを御覧くださいというような形で、今、一つ一つの記事を少しずつ削っていくというような形でページ数の削減を図っているところでございます。

ページ数につきましては、令和3年度の予算で申し上げますと、1号当たり30ページを超える程度のページ数を考えておりますけれども、以前は四十五、六ページとかいうようなこともありましたので、かなりページ数のほうは削減しているということでございます。

これからもホームページのほうですとか、新たな情報発信のツールを使って、広報のページは必要最低限といいますか、情報を載せてホームページのほうに誘導するというような仕組みを考えていきたいというふうに思っております。

○委員長　ほかにありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて秘書政策課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○秘書政策課長　それでは、秘書政策課の所管につきまして該当箇所を御説

明させていただきますので、一般会計予算書及び予算説明書をお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

24ページ、25ページの最下段をお願いいたします。

14款1項1目1節総務管理使用料のうち、秘書政策課所管の布袋駅東複合公共施設予定地目的外使用料でございます。

次に、38ページ、39ページの中段をお願いいたします。

15款2項1目1節総務管理費補助金のうち、秘書政策課所管の都市構造再編集中支援事業費補助金でございます。

次に、56ページ、57ページの最下段をお願いいたします。

19款1項1目1節基金繰入金のうち、秘書政策課所管の江南市新図書館建設事業等基金繰入金でございます。

次に、62ページ、63ページをお願いいたします。

21款5項2目11節雑入のうち、63ページ説明欄の最下段、秘書政策課所管の派遣職員給与費等一部事務組合負担金から生命保険料等取扱手数料までの4項目でございます。

次に、66ページ、67ページをお願いいたします。最上段でございます。

22款1項1目1節総務管理債のうち、秘書政策課所管の布袋駅東複合公共施設整備事業債でございます。

続きまして、歳出でございます。

80ページ、81ページの下段をお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、2目秘書政策費の人件費等から、90ページ、91ページの上段、秘書・渉外関係事業まででございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○大藪委員　スクラップ&ビルドの全体的なところで聞きたいと思います。

先日、議案質疑で、下水道課から効果額1億1,655万円と回答をされておりましたが、この部分の内容が分かる全員協議会で示された資料を御提示いただきたいというのが1つ目、2つ目がスクラップ&ビルドについて令和3

年度予算にどのように反映されているのかの説明をいただきたいです。

3つ目に、最後に議会に対して最終的な、全体的なスクラップ&ビルドの説明がされていないと私は思っておるんですが、その説明なしで当初の予算に反映させるのは少々いかなものかと思いますが、その点についての御説明をお聞きしたいです。以上です。

○秘書政策課長 スクラップ&ビルドの取組につきましては、12月17日の全員協議会で一般事業及び政策的事業のスクラップの内容をイベントの見直しなどで報告しております。その中で、委員が御指摘の下水道の関係については金額が示されております。

また、令和3年度の当初予算への反映でございますけれども、そちらのほうにつきましては特にスクラップの話になってくるんですけれども、事業の見直しとか補助金、起債等の活用については、予算編成の中で適切に反映されております。

また、最終報告についての話ですけれども、こちらのほうは12月17日の全員協議会でお示ししたスクラップ&ビルドの最終結果、その後にイベントの見直し等についても全協のほうでお示ししまして、その後の修正ということで1月27日に最終結果として各議員に送信しております。

○大薮委員 はい、ありがとうございました。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○河合委員 85ページの人事管理事業に該当するんじゃないかなと思ったんですけど、まず組織再編をすると市長の施政方針の中にあっただけ、前に全員協議会か何かで聞いたんですけど、何課だったか、何とかの課を2つに割るとか言われたんですけど、もうちょっと詳しく教えてもらえませんか。

○秘書政策課長 令和3年度の組織再編につきましては、本来なら第6次総合計画の前期期間中ということになりますので、成果体系を大きく変えるということはいたしませんでした。

その中で、令和2年度に取り組んだスクラップ&ビルドにより確保した人員について、それを新たな行政課題に対応する人員として再配置することと、今後の安定した行財政基盤の構築を図るために組織再編を行っております。

具体的には、行政のデジタル化の推進に向けた対応ということで、国のデジタル庁創設に向けた対応といたしまして、今、総務課と電算情報グループの人員を1人増員いたしまして、ICT推進グループとします。その中で、今、行政経営課のほうに行政経営グループがございますので、そちらのほうと統合いたしまして、新たに行政改革推進課を創設します。

残った財政グループの部分と公共施設再配置の関係につきましては、特に公共施設の再配置について、今後、かなり強力で推し進めていかななくてはならないということがございますので、財政課とタッグを組んだような形で2つのグループを集約して財政課として新たに再編するということになりました。

○河合委員 財政課は財政課で残して、行政改革推進課というのをつくるということですね。そこへICTか何かを持ってくるということかな。

○秘書政策課長 簡単に言いますと、今の行政経営課が2つに分裂して、行政改革のほうに今の総務課の電算情報グループがくっついてICT推進グループとして生まれ変わる、それが一つ。残された行政経営課の財政グループと公共施設の再配置のグループについては、それがドッキングした形で新たに財政課として出発するということになります。

○河合委員 人数はどうなりますか、ごめんなさい。

○秘書政策課長 人数につきましては、今はかなり厳しいようなコロナ対策の関係で十分人が足りていないような状況でございますけれども、デジタル化については新たな創設で国の動きも徐々に出てきておりますので、1人増員したいと思っております。

また、公共施設の再配置の関係についても併せて1人増員したいと思っております。

○河合委員 財政が厳しいんだから、本当にいろんなところを統合せないかんから、しっかりとそこをやっていかないと、絵に描いた餅でなかなかできておらんよね、統廃合が。もっと強力で推し進めないと、もう待ったなしだと思いますよ、統廃合は。

○秘書政策課長 施設の統廃合につきましては、今度新たに創設される財政課のほうで進めることとなりますけれども、かなりコンパクトな形で組織体

制を行いましたので、より強力に進められるようにこちらのほうも何とかバックアップできればなと思っております。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○野下委員　間違っておったら申し訳ないんですけど、秘書政策課の中に、この予算の中のどこなのかということは分かりませんが、政策を立案していくような、そういう部門を以前に立ち上げたというふうに記憶がしてあるんですけど、そういう部署というのはなかったですか。間違っていたらごめんなさい。

○秘書政策課長　今の政策立案となりますと、うちの秘書政策課でいう企画グループが政策立案という、政策立案で企画という意味合いで部署としては設定しております。

○野下委員　そうすると、予算書で関係するのは83の政策決定支援事業のところは関係をするのでしょうか。

○秘書政策課長　政策決定支援事業につきましては、総合計画推進事業と行財政情報収集事業と2つ事業がございますけれども、そちらのほうである程度の政策に対する情報とか調査をしていくつもりでおります。

○野下委員　ここのグループというか、政策を立案していくグループというのは何名見えて、年代はどういう構成になっていますか。

○秘書政策課長　グループとしては3名体制で行っております。主査級のグループリーダー1人と、主任と書記となります。

○野下委員　そこで立案がされた、そういう練ったものが上がってきたときに、果たしてそれがしっかりと政策として実行できているというのはどれぐらいあるのでしょうか。

○秘書政策課長　内容については、今、具体案ということでお示しできるものというのは特にございませんが、今年度についてはそのグループで主に実施計画の関係や今回でいうスクラップ&ビルドの取組について、また新しい項目として、終わりましたけれども、臨時特別給付金の関係を担っております。

また、具体的な事案については、今、現状持ち合わせるものというのは特にございませんが、今後についてはSDGsの取組などについてもっと真剣

にきちっと進めていかなければならないと考えております。

- 野下委員　最後になりますけど、これはお願いですけど、やはりそういう部署を立ち上げているわけですから、それが実際にこういうふうに立案をしてきたというところをよく課内と、あと全庁的にもんでもらって、それが1個でも政策として実現をしていかないと何のためにやっているか分からないですから、とても大事な部分だと思うんですね。

だから、これはぜひ貴重な意見として慎重に今後検討していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

- 委員長　ほかに質疑はありませんか。

- 大藪委員　当初予算書39ページ、83ページにまたがりますが、都市構造再編集中支援事業費補助金3億1,105万円を予定されていますが、この補助金は既に担保はされておるんですかね。

- 秘書政策課長　こちらの都市構造再編集中支援事業費補助金につきましては、都市整備課のほうが主体となっておりますけれども、布袋駅周辺地区の都市再生整備計画がございまして、その事業、具体的には令和2年から令和6年までの事業なんですけれども、それに位置づけた事業のうちで立地適正化計画に基づく事業の一つとしての補助金でございます。

通常ですと、この補助金というのは、当該の前年度に国に対して要望をいたしまして、前年度末に内示を受けるという形になっております。今、現状ですと要望中ということになりますので、具体的に結果というのはまだ来ておりませんが、担保というのか、今現在のところはきちっと要望どおりに来ておるような状況でございます。

- 大藪委員　入ってこなかったらどうするんですか。

- 秘書政策課長　担保されているかどうかによりますけれども、例えば満額交付されない場合については、今の現状の市の財政状況を踏まえまして、その不足分に対しては起債などの活用をいたしまして検討していかなくてはならないと考えております。

- 大藪委員　下水道課のように減額されるという考えはありませんか。

- 秘書政策課長　今のところ、特にそういう想定はしておりませんが、少しでも満額、もしくはそれ以上に頂けるように、何度か国や県に対しても要望

してまいりたいと考えております。

○大藪委員 僕も起債を打つというのはどうかなと思います。

要望になりますけれども、もし起債を打たれるのだとするならば、議会にしっかりとここは諮っていただきたいという要望を申し上げて、この質問は終わります。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○田村委員 すみません、予算書の82ページ、83ページ。2款総務費、1項総務管理費、秘書政策費、12節委託料、布袋駅東複合公共施設整備事業で、草刈委託料の予算114万7,000円が上げられているんですけど、これはどこの草刈りを行うのでしょうか。場所を教えていただければありがたいんですが、お尋ねします。

○秘書政策課長 今の草刈委託料の件ですけれども、今、用地として布袋駅東複合施設の関係で確保した用地について、まだ工事とかが始まっておりませんので、その間に草が生えたりとかという可能性がございますので、その草刈委託料でございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○田村委員 きちんと確認させていただきたい。それは、市の所有地という認識でよろしいのでしょうか。

○秘書政策課長 はい、そのとおりでございます。

○田村委員 はい、ありがとうございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○大藪委員 役務費の関係ですね。これは89ページになりますか。

休職者等病状確認面談料の積算根拠、どういった予算内容、そして対象者数と病状などはどのようになっていますでしょうか。

○委員長 89ページですね。

○大藪委員 ごめんなさい、間違えたかな。はい、そうですね。

○秘書政策課長 こちらの休職者の病状診断料については、1回につき5,500円を4回想定しております。

こちらのほうは、休職者の関係がおりますとその病状について人事当局が確認をしに行くというものでございます。

人数でしたっけ。

○大薮委員 対象人数。

○秘書政策課長 予算上では4回、4人分というのか、4回分です。

○大薮委員 関連で、そういった人が少なくなる対策はどのように取られていますか。

○秘書政策課長 こちらのほうは、月1回、産業医という形で医者が来て、特にメンタル的なものがちょっと弱い方については、そこでいろいろな話をしたりとかという事業を行っております。

○大薮委員 可能な限り少なくなるように、よろしくお願いします。

同じページです。真ん中よりちょっと下ですね、市長会関係事業のところでお尋ねします。

市長会関係事業の中で、愛知県市長会負担金42万6,000円というのが上がっています。これはどのように使われているのか。

飲食費が含まれているとしたら、この飲食費の中にはアルコールなどお酒などもここで出されているのかどうかお尋ねします。

○秘書政策課長 こちらの愛知県市長会負担金については、均等割と人口割という形で県から示された金額を予算計上しております。

主に内容については、会議の際の旅費とかそういったものに対して支出されておりまして、飲食とかそういった類いについては、基本的には自己負担ということで聞いております。

○大薮委員 ということは、飲食、食べるもの、それから飲むもの、アルコールも含めて、これはこの中には入っていないということによろしいですか。そういうような判断でよろしいですか。大丈夫ですか。

○秘書政策課長 [※]すみません、アルコールの関係については入っておりませんけれども、コーヒーというのか、お茶代は入っています。

○大薮委員 お茶代、アルコールじゃないですね。

○秘書政策課長 はい、アルコールではないです。

○大薮委員 大丈夫ですか、本当に。

はい、分かりました。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

※ 後刻訂正発言あり

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 すみません、私のほうから何点かお尋ねしたいと思います。

85ページのところに布袋駅東複合公共施設の管理支援事業、また83ページの下のところには、実施設計の委託料であるとか建設工事費も上がっております。

これからというか、もう既に布袋駅東複合公共施設の基本設計が終了して実施設計に入っていると思います。いわゆるモニタリングの費用として、継続費として令和2年、令和3年、令和4年とこれまで関わってきたコンサルタントに引き続き要求水準書どおりにできているかとか設計図書がちゃんと整っているか、そういったものの確認をお願いしていくわけですが、基本設計のときもそうだったと思うんですけども、江南市の建築課のほうもきちんとそういった出来上がった設計図書について要求水準書どおりちゃんとできているか、これでいいということを確認してからゴーというふうにすることになっていたと思うんですが、市の建築課とモニタリングに関わる業者ですね、八千代エンジニアリングだと思うんですけども、その関係というののどのようになっているのでしょうか。

○秘書政策課長 関係と申しますか、市との契約ということになりますので、当然、中身について設計に関わる部分については建築課や、また都市整備に関する駅前広場の関係とか、そういったものも含めて随時調整はしておりますので、全くこちらの秘書政策側と八千代エンジニアリングだけの関係ではございません。

○委員長 それと、維持費、維持管理費は出来上がった後、スタートに債務負担行為に従って払っていくことになるわけですが、3・4階部分の図書館の運営と、あと光熱水費については指定管理者制度でやっていくよということが決まったんですが、じゃあ、1階、2階部分の運営管理はどこがやるのか。一体、それをどこで、いつの段階で誰が決めて、どうやって決めていくのかということがぼやっとしたまま、建物の建設だけ進んでいっているような感じがするんです。

それで、図書館の場合、いわゆるスタートに払う管理料の中には光熱水費が入っていなかったですね。図書館を受けた指定管理者が光熱水費も負担す

るといふことなので、あの1階から4階までつながっている施設の3・4階部分だけの光熱水費を図書館の指定管理者が払うということに、何かそんなことを計算できるのかしらと思っちゃうわけなんですけれども、1階、2階部分の光熱水費とか管理とか、どうやってどこが払っていくというふうに決めていくんでしょうか。

○秘書政策課長 3・4階については指定管理者が払うことになりますけれども、1・2階につきましては、どこが部署になるかにもよるんですけれども、その管理する部署が合わせて払うという形になります。

○委員長 そうすると、いつどうやって、江南市が直営でやっていく、直営で1階、2階については子育て支援センターも保健センターも入りますのでやっていくのが普通かなと思うわけなんですけれども、でもそれはまだどこでもちゃんとはっきりと明確に示されていないですよね。それはどのように、いつ決まっていくんでしょうか。

○秘書政策課長 複合公共施設全体については、おおむね図書館のほうは指定管理のほうで動くことになると思いますけれども、その他についてはきちんと決まりましたら、その都度、議会のほうには報告する予定となっております。

2階の保健センター、子育て支援センターの部分については市が直営でやるということになるかと思っておりますので、そちらのほうで維持管理をしていくというような方向性では考えておりますけれども、しっかり決まりましたらまた委員の皆様にもお伝えしたいと思っております。

○委員長 すみません、もう一点。人事、職員の管理の全体のところでお尋ねしたいんですけど、会計年度任用職員のボーナス、この予算説明書の一番最後の452、453の辺りにこれまでなかった会計年度任用職員、三輪議員が本会議で議案質疑をされましたけれども、そこに本年度1,337人の報酬と期末手当というのが載っていて、あと前年と比較すると今年度は2,680万円、期末手当が増えるよというふうになっているわけなんですけれども、この増える理由として、何か昨年度払わなかったというか、期末手当分を令和3年度に先送りして令和3年度分に入れて払うというような、そんな意味合いに取られてしまったんですけれども、もう一回すみません、なぜこれは比較として

2,680万円も期末手当が前年度と比べて増えているのか説明していただきたいんですけど。

○秘書政策課長 会計年度任用職員の期末手当につきましては、令和2年4月1日から会計年度任用職員として制度が始まりました。

一番初めの6月の期末については、通常、期末手当というのはその支給日の前6か月を基準にして支給するんですけども、制度が4月から始まる形になりますので、丸々6か月ではなく、4月、5月の分に対して支給率を掛けるという形になりますので、単純に言いますと3分の1の金額という形になります。

令和3年4月1日については、会計年度はそのまま継続して行われますので、在職期間は12月から5月までの期間について期間率を掛ける形になりますので、その分増額という形になります。

○委員長 前年度分は、要するに3か月分……。よく分からないですね、やっぱり。

1年分としては結局同じなんだけれども、支払う時期が違うということなんですか、やっぱり。

○秘書政策課長 予算だけに限りますと、予算は当該年度に幾ら払うのかということで予算が決まります。

令和2年度の場合ですと、6月に支給する部分は在職期間が、会計年度任用職員が4月から始まりましたので、4月、5月分の在職期間率しかありませんので、その分の計算になります。

令和3年度はその前年の部分の在職期間も合わせて6か月分に対して支給するという形になりますので、その分、期末手当としての金額は上がります。

○委員長 そうすると、令和3年度の6月に会計年度任用職員に払う期末手当の計算根拠は、前年度に所属する12月、1月、2月、3月プラス当年度令和3年度の4月、5月という、それを計算して6月に払うと、そういうことなんですか。

何か、そんな前年度分の、じゃあいわゆる年度末でお辞めになっちゃった方とかは、もう辞めて、いないんだけどボーナスを振り込むという、そういう形になるわけですか。

○秘書政策課長　あくまでも期末手当は基準日がございますので、その基準日に在籍、在職していないと基本的には支払われません。

例えば、職員については6月1日基準という形になりますけれども、その場合も6月1日前の30日までに辞められた方という方については、満額ではないですけれども、8割支給されることになります。

○委員長　そうすると基準日に在籍していなくて、いわゆる12月から年度末まで働かれて、いわゆるその部分の期末手当の計算には入るけれども、基準日にもうお辞めになっていたら支払われないという、そういう意味なんですか。

○秘書政策課長　仮に年度末にお辞めになられた方が見えますと、その期間としてはありますけれども、6月1日の基準日に在籍しておりませんので、支払われないということになります。

○委員長　そんな非情なこと、非情なというか、それは規則は規則ですけれども、いや、そうなんですか。

例えば12月に一般職の方はボーナスが支給されるんですけれども、会計年度任用職員はその時点では支給されないということになるんですよ。12月から5月までの間の計算ということになるので。

それって、条例に基づいてやられているんでしょうか。

○秘書政策課長　条例に基づくものではございませんけれども、仮に例えば正規職員ですと、3月31日付で定年退職された方は6月にその間いたからといって期末手当を支払うわけではございませんので、職員と同様の規定で会計年度任用職員も適用しております。

○委員長　なるほど、分かりました。すみません。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、次に地方創生推進課長から答弁の訂正があるそうですので、ちょっとお待ちください。

河合議員に対する答弁訂正ですので、少々お待ちください。

暫時休憩します。

午後 1 時54分　休　憩

午後 1 時55分 開 議

○委員長 休憩前に続き会議を開きます。

河田地方創生推進課長より、先ほどの委員会審議の中の答弁訂正があるそうですので、よろしくお願ひいたします。

○地方創生推進課長 貴重なお時間を頂戴いたしまして、失礼いたします。

先ほどの河合委員のボランティア活動保険料の御質問に対します私の答弁に誤りがございましたので、訂正をお願いいたします。

ボランティア活動保険として支払われる保険金の答弁のところで死亡の保険金を「720万円」と申し上げましたけれども、正しくは「620万円」でございます。

また、入院も1日につき「6,000円」と申し上げましたが、正しくは「4,400円」、通院につきましては「4,000円」と申し上げましたが、正しくは「2,800円」の誤りでございました。

訂正をさせていただきますよう、よろしくお願ひをいたします。大変申し訳ございませんでした。以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

続きまして、市民サービス課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願ひします。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 それでは、議案第23号のうち、市民サービス課の予算につきまして説明させていただきます。

最初に、歳入について御説明いたしますので、令和3年度江南市一般会計予算書及び予算説明書の24ページ、25ページの下段をお願いいたします。

14款1項1目1節総務管理使用料の市民サービス課分、布袋ふれあい会館使用料及び同会館目的外使用料（自動販売機）でございます。

4枚はねていただきまして、32ページ、33ページの下段をお願いいたします。

14款2項1目3節戸籍住民基本台帳手数料の戸籍手数料から、次のページの個人番号カード再発行手数料まででございます。

次に、2枚はねていただきまして、38ページ、39ページの中段をお願いいたします。

15款 2項 1目 2節 戸籍住民基本台帳費補助金の個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金でございます。

2枚はねていただきまして、42ページ、43ページの最上段をお願いいたします。

15款 3項 1目 2節 戸籍住民基本台帳費委託金の中長期在留者住居地届出等事務費委託金でございます。

2枚はねていただきまして、46ページ、47ページの中段をお願いいたします。

16款 2項 1目 1節 総務管理費補助金の市民サービス課分、消費者行政活性化事業費補助金でございます。

3枚はねていただきまして、52ページ、53ページの上段やや下をお願いいたします。

16款 3項 1目 2節 戸籍住民基本台帳費委託金の人口動態調査事務費委託金及び人口動向調査事務費委託金でございます。

5枚はねていただきまして、62ページ、63ページの最上段をお願いいたします。

21款 5項 2目 10節 電話料収入の市民サービス課分、電話使用料（支所）でございます。

1枚はねていただきまして、64、65ページの最上段をお願いいたします。

11節 雑入の市民サービス課分、コピー等実費徴収金ほか3件でございます。続いて、歳出について御説明申し上げますので、大きくはねていただきまして、90ページ、91ページ中段をお願いいたします。

2款 1項 3目 市民生活費でございます。このページの布袋ふれあい会館維持事業から、96、97ページ上段、市民相談員事業まででございます。

続きまして、その下にございます2款 1項 4目 男女共同参画費の男女共同参画懇話会事業から、同ページ下段の男女共同参画基本計画策定事業まででございます。

次に、大きくはねていただきまして、144、145ページの下段をお願いいたします。

2款 3項 1目 戸籍住民基本台帳費でございます。このページの人件費等か

ら151ページ下段の住民基本台帳等窓口事業（支所）までが市民サービス課の所管となります。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○田村委員　　90ページ、91ページの総務費、1項総務管理費、3目市民生活費、12節委託料布袋ふれあい会館運営事業で、夜間委託料が158万円計上されているんですけど、毎年出されているんですけど、これは夜間委託として何の管理をお願いされているんですか。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　　布袋ふれあい会館ですけれども、貸館業務で午後9時半まで2階の会議室及び3階の競技場の貸出しを行っております。職員が午後5時15分までの勤務でございますので、それ以降の時間につきましてはシルバー人材センターのほうに夜間の管理委託ということでお願いしている費用でございます。

○田村委員　　すみません、これは人件費的なのということですね。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　　そうでございます。時間に応じて金額を払わせていただきますので、人件費と考えております。

○田村委員　　はい、ありがとうございます。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

○片山委員　　コンビニ交付サービスなんですけれども……。

○委員長　　何ページですか。

○片山委員　　ページが151ページに載っていますけれども、この内容、金額の内容ではないんですが、ちょっと私が聞いたかったのが、2月から実証実験されているじゃないですか。その実証実験の検証というのは3月末にされるという形なんですけれども、今の時点で2月の実績等ってある程度はわかりますか。皆さん、使われたのかなとか、何かトラブルがあったのかなと、大きなことで結構でございますけれども。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　　コンビニ交付の2月から開始しました状況でございますけれども、交付枚数といたしましては、令和3年2月末までの住民票の写しの交付枚数と印鑑登録証明書の交付枚数、合計が

222枚の発行がございました。市役所や支所で窓口交付なり、郵送請求で交付した枚数が5,741枚でございましたので、コンビニでの利用の割合は全体からすると3.72%の御利用があったものと結果として把握しております。

○片山委員　大きなトラブルとかは、連絡は来ていないですか。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　特段、大きなトラブルの連絡とかは受けておりません。

○片山委員　分かりました。

じゃあ、ある程度3月末に検証していただいて、そのときにはまたこちらにも御連絡いただけるという形ですね、4月からの本稼働の前には。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　3月末までの実証期間で行いまして、特段のトラブルがなければ4月以降、本稼働ということで、今回も予算で4月以降の予算を上げさせていただいておりますので、また6月ですとかに状況については御報告させていただきたいと思います。

○片山委員　じゃあ、トラブルなく4月から本稼働できるように願っております。以上です。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○河合委員　関連で、このコンビニ交付をやっているのは、今、愛知県では54市町村あるんですけど、何市ぐらいやっているんですかね。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　愛知県内のコンビニ交付サービスの導入自治体数でございますけれども、現在のところ54市区町村のうち33団体で、導入率としては61.6%でございます。

○河合委員　はい、分かりました。ありがとうございます。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○田村委員　すみません、お願いします。

96ページ、97ページの総務費、1項総務管理費、4目男女共同参画費、12節委託料、男女共同参画市民フェスタ開催委託料は、説明が書いてないんですけど、どこの団体にどんな作業を依頼、委託されているんでしょうか。また、5万円減額されているんですけど、その理由も知りたいです。お願いします。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　男女共同参画市民フェスタで

ございますけれども、まず主催は江南市男女共同参画市民フェスタ実行委員会と江南市で行っておりまして、共催といたしましては江南市女性連絡協議会でございます。

書いてございますけれども、女性連絡協議会の方と実行委員会を開催しておりましてその中で実施をしているものでございまして、来年度につきましては5万円の減額ということで進めさせていただき予算を今年度に上げさせていただいているところでございます。

減額の理由としては、内容を精査させていただきまして、減額額としては5万円ということで進めるところでございます。

○田村委員 はい、ありがとうございます。

要望というか、気になるのが、この女性連絡協議会という方々がどんな団体かがよく分からないので、今この場で聞かないですけど、またちょっと別の機会に聞かせていただきたいと思いますのですが、よろしく願いいたします。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 すみません、1点、私のほうからお尋ねします。

93ページの市民消費生活展の開催の予算が出ていますけれども、別に出ていること自体は構わないんですが、事業スクラップの中で環境フェスタと同時開催であったので、環境フェスタが休止なら消費生活展は廃止じゃなく休止という同じ扱いにしていくよということだと理解をしていたんですが、環境フェスタのほうは全く予算がなくなってしまってゼロになっているんですが、同時開催と言っていた消費生活展のほうだけ予算が復活しているのはなぜでしょうか。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長 今回、消費生活展でございますけれども、一旦スクラップ&ビルドのほうに上げさせていただいたところでございますが、運営協議会の構成団体様との意見交換をさせていただいたところ、実施の要望の声もございましたし、消費生活の周知啓発という部分で、合同開催であった環境フェスタのほうは休止ということではございますけれども、単独開催の方向性で開催内容を進めていくというふうでの予算を今回上げさせていただいているところでございます。

○委員長 はい、ありがとうございます。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ないようですので、すみません、秘書政策課のほうから先ほどの審議の中で答弁の訂正があるそうですので、よろしく願いいたします。

○秘書政策課長 すみません、貴重な時間をいただきまして、誠にありがとうございます。

先ほど、大藪委員の御質問の中で、愛知県市長会負担金の関係がございました。そのときに、私は飲食の関係は含まれていないという話をしておりましたが、実際のところは愛知県市長会の中で会議終了後に飲食を伴う懇談会が行われる場合があると、そういったときに負担金の中で賄うような形で飲食が提供されておるということでございます。

本年度については、新型コロナウイルス感染症の関係でほとんど懇談会というのは行われておりませんが、こういった問題についてはこれまでも、もともと愛知県市長会が行っておる事業でございますので、市長会の中でも議論されておったということは聞いております。その中で、負担金の金額を変えたりとか上限を設けるとか、そういったことは行われておるようでございます。

ただ、市長会の会員の中でも、やっぱり飲食を伴うものについてはどうかという意見もやっぱりあるそうですので、その関係についてはうちのほうも問題提起として愛知県市長会のほうに意見として伝達していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○大藪委員 ということは、これは公費でアルコールも賄われていたというふうに判断していいですね。

○秘書政策課長 どこまでどうかというのは、自分はちょっと出ておりませんので分かりませんが、恐らく懇談会ですので多少はあると思います。

○大藪委員 たまたま他市町村の首長から聞いていた話なので、うちはどうなのかなというふうに。御自身で、自腹で払ってみえるのか、公費からお酒代から飲食全部払っているのかというところ、そこだけ聞きたかっただけです。

はい、分かりました。ありがとうございます。

○委員長　　よろしいですか。

じゃあ、ありがとうございます。

続きまして、総務部行政経営課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○行政経営課長　　組織再編に伴いまして、行政改革推進課及び財政課の所管箇所を御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、行政改革推進課です。

一般会計予算書及び予算説明書、最初に歳入でございますが、38ページ、39ページをお願いいたします。

中段やや上、15款国庫支出金、2項1目1節総務管理費補助金、説明欄2つ目、行政改革推進課分、社会保障・税番号制度システム整備費補助金でございます。

こちらにつきましては、来年度総務課から行政改革推進課へ移管するものでございます。

はねていただきまして、64ページ、65ページをお願いいたします。

上段の21款諸収入、5項2目11節雑入、説明欄5つ目、行政改革推進課分、情報システム等使用料でございます。

こちらにつきましても、来年度、総務課から行政改革推進課へ移管するものでございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出でございます。

はねていただきまして、98ページ、99ページ最上段をお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、5目行政改革推進費、説明欄、人件費等から100ページ、101ページの中段、電子自治体化共同推進事業までとなります。

なお、この中で99ページの説明欄中段にございます行政改革推進事業は、来年度、行政経営課から行政改革推進課へ、また99ページの説明欄下段から101ページまで、情報システム管理運営事業、こちらは来年度、総務課から行政改革推進課へ移管するものでございます。

以上が行政改革推進課の所管する箇所でございます。

続きまして、財政課につきまして御説明を申し上げます。

予算書、最初に歳入でございまして、20ページ、21ページをお願いいたします。

上段、2款地方譲与税、1項1目1節地方揮発油譲与税から、24ページ、25ページの中段、12款1項1目1節交通安全対策特別交付金まででございます。

こちらにつきましては、来年度、行政経営課から財政課へ移管するものでございます。

はねていただきまして、54ページ、55ページをお願いいたします。

中段、17款財産収入、1項1目1節土地建物貸付収入でございます。

こちらにつきましては、来年度、総務課から財政課へ移管するものでございます。

はねていただきまして、56ページ、57ページをお願いいたします。

中段、17款2項1目1節建物売払収入、その下、2節土地売払収入でございます。

こちらにつきましても、総務課から財政課へ移管するものでございます。

最下段、19款繰入金、1項1目1節基金繰入金で、説明欄4つ目の財政課、江南市財政調整基金繰入金でございます。

1枚はねていただきまして、58ページ、59ページをお願いいたします。

中段、20款1項1目繰越金、1節前年度繰越金でございます。

はねていただきまして、66ページ、67ページをお願いいたします。

最下段、22款1項市債、7目1節臨時財政対策債でございます。

これらにつきましても、来年度、行政経営課から財政課へ移管するものでございます。

続きまして、歳出でございます。

少しはねていただきまして、100ページ、101ページをお願いいたします。

下段、2款総務費、1項総務管理費、6目財政費の人件費等から、104ページ、105ページ上段、市有財産管理事業までとなります。

この中で、105ページ、市有財産管理事業は、来年度、総務課から財政課へ移管するものでございます。

なお、それ以外につきましては、来年度、行政経営課から財政課へ移管するものでございます。

次に、大きくはねていただきまして、444ページ、445ページをお願いいたします。

最下段、11款1項災害復旧費、1目公共施設災害復旧費でございます。

こちらにつきましては、来年度、総務課から財政課へ移管するものでございます。

1ページはねていただきまして、446ページ、447ページをお願いいたします。

上段の12款1項1目公債費と、その下、13款1項1目予備費でございます。

これらにつきましては、来年度、行政経営課から財政課へ移管するものでございます。

続きまして、別冊となりますが、令和3年度江南市当初予算説明資料をお願いしたいと思います。

6ページ、7ページでございます。

令和3年度一般会計当初予算一般財源調でございます。

7ページ最上段、2款地方譲与税から12款交通安全対策特別交付金まで、その3つ下、17款財産収入のうち、右側備考欄、不動産売払収入、19款繰入金の財政調整基金繰入金、20款繰越金、最下段の22款市債の臨時財政対策債でございます。

次の8ページには一般会計における公債費の状況、はねていただきまして11ページには基金の状況、こちら、基金の状況では上から2つ目から財政調整基金、公共施設整備事業基金、土地開発基金でございます。なお、土地開発基金は、来年度、総務課から財政課へ移管するものでございます。

最後、はねていただきまして、15ページをお願いいたします。都市計画税の用途についてと、16ページには引上げ分に係る地方消費税収の用途についての説明資料でございます。

説明は以上です。補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○河合委員 1点だけ、105ページのアスベスト調査委託料800万円とあるんだけど、これはどこの部分でしょうか。

○委員長 アスベスト調査委託料ですね。

○河合委員 はい。

○行政経営課長 アスベスト調査委託につきましては、現在の公共施設の内外装の仕上げ材に塗材として石綿が含有されるおそれがあるということで、こちら、平成28年4月に、国の機関でございますけれども、国立研究開発法人建築研究所、また環境省からもその飛散防止対策について技術的な助言があったということから、本来、市の公共施設に関しましては平成18年度にアスベスト調査の除去ということで封じ込めのほうは終わっておりますけれども、今後、施設の統廃合を進めるに当たりまして、こちらの吹きつけ材についてもその含有調査をということで指針が出されておりますので、今回、予算という形で計上させていただきまして、全てではございませんけれども、公共施設の一部についてアスベスト調査を事前に行うという形で予算のほうをお願いしております。

○河合委員 これからやるところに多分残っておると思うんですよね。それも含めてここへ取りあえず上げていったと、800万円ね。はい、分かりました。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○大藪委員 これはここで聞いていいんだったかな。予算書57ページの最下段の一番下の財調のところの繰入れは、ここでいいんですか。

当初予算中での財調の残高は、今現在どうでしたっけ。

○行政経営課長 令和3年度の財政調整基金残高見込みということでお尋ねがあったかと思えます。

令和3年度につきましては、補正予算等、まだ見込みの段階ですので、正確な数字という点では少し現時点では出せられないということで、ただ、現在、既に補正予算等、分かっている範囲の中で概算数字で申し上げますと、令和3年度末につきましても19億円から20億円ぐらいの残高見込みが得られるということで考えております。

○大藪委員 昨年の当初予算と比較しての増額はどれぐらいでしょうか。令

和2年度と令和3年度のそれぞれの数字と、その差額について教えてください。

○行政経営課長 令和元年度末の残高が約10億円でございましたので、令和3年度当初予算、令和2年度末が現在20億円の見込みでございますので、10億円の増という形となっております。

○大藪委員 その増額理由を教えてください。

○行政経営課長 増額理由ということでございまして、まず歳入歳出の増加というのがやはりあります。ごめんなさい、歳入の増加ですね。歳入の増加につきましては、今回、補正予算でも上げさせていただいておりますとおり、市税のほうは1.1億円増収という形となっております。

また、地方債の充当が可能なものは充ててまいる予定でおりますので、減収補填債及び本庁舎の空調設備に関する一般単独事業債、こちらにつきましても合わせて1億円以上充てることになっております。

さらに、前年度繰越金ということで、こちらは当初3.5億円を積み立てる予定でございましたけれども、令和元年度の繰越しがそれより上回りましたので、その部分の増加がやはり2億円ほどあるということでございます。

また、歳出につきましても、12月定例会の補正予算にも上げさせていただいておりますけれども、人件費部分がやはり減額になっているということも踏まえまして、こういった歳出の減、それから今回不用額ということで執行残をあらかじめ今回の14号補正において整理をさせていただいておりますので、その部分を踏まえた数字という形になっております。

○大藪委員 ありがとうございます。

○委員長 ほかにありませんか。

○大藪委員 引き続き、103ページの公共施設マネジメント推進事業のところもこちらでよろしいですか、お聞きして。

公共施設マネジメント推進事業について、具体的に、具体的にでいいです。どのようなことをされるのか教えてください。

○行政経営課長 再配置計画の進捗ということでございまして、今回の組織再編に伴いまして公共施設に関しましてもその再配置を強く推し進めることという形で組織も新たに再編する形になります。

目標というか、職務の内容につきましては、今後、具体的な再配置に向けての統廃合の全体的な構想と、それから方針ヒアリング、スケジュールなどといったものを練っていくという形を考えております。

○大藪委員　はい、ありがとうございます。

すいとびあ江南についての話ですが、12月定例会において、市長が廃止または売却ということもおっしゃっていたんですが、その明言をしっかりとせずに少し含みを持たせたような回答もあったかと記憶しております。

そこで、一度、住民も大変にこれは気にしているところですが、住民説明会などを開催してもよいのではないかと思います、いかがでしょうか。

○行政経営課長　住民説明会という御提案について、まだ少し具体的な検討というのは全くしておりませんので、少しお答えはできないんですけれども、平成28年度、平成29年度にかけまして再配置計画を市民を交えてつくってきました。その後、地元の自治会様のほうからも存続の要望という形で出されてもおりますので、そういった経緯も踏まえまして、とりわけ地元の自治会様のほうに対しては要望もいただいておりますので、そういったことは少し丁寧に対応しなきゃいけないかなというふうには思っておりますが、具体的にその説明会云々についてはまた今後の検討として扱ってまいりたいと思っております。

○大藪委員　はい、ありがとうございます。

最後、要望ですが、市民が非常にこの部分について迷っております。多くの方が、廃止になるというふうに明言されている市民の方もおいでになれば、いや、あれは残すんだというふうに決まったぞというような言葉が市民の口から出ているような状況で、混乱を来しております。混乱のないようにぜひとも対応していただきたいという要望で、この質問を終わります。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○田村委員　すみません、お願いします。

103ページ、下のほう、公共施設整備事業基金管理事業の中で、江南市公共施設整備事業積立金が128万円計上されておりました、その下段、利子が35万8,000円で合計して163万8,000円なんですけれども、公共施設再配置計画では多額、たくさんのお金が必要、資金というか、お金が必要だと思うん

ですけど、積立てとして少ないという感覚を覚えるんですけど、なぜこんな金額なのか御説明いただきたいんですが、お願いします。

○行政経営課長 当初予算の組み方になるかなというふうに考えております。

実際、公共施設の整備事業金額につきましては補正予算対応ということで、年度の財源調整の中で積み立てられる金額をということで、現在、補正予算対応で5,000万円積立てを継続しているところでございます。

こちらの利子につきましては、今の残高見込みといたしまして令和2年度末が約5億円になりますけれども、この5億円は一応、公募公債等で運用しておりますので、その利子を充ててまいりたいと予算計上してございます。

上段の128万円につきましては、土地貸付収入ということで特定財源がございまして、こちらにつきましては新たに基金のほうに積立てを開始してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○田村委員 どうもありがとうございます。

予算組みのそういったルールというか、あれがあるということでしたけど、ちょっと不安を覚えるところではございましたので、要望ではございますが、お考えをいただけるとありがたいと思います。よろしくをお願いします。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 すみません、私のほうから1点なんですけれども、参考資料の6ページ、7ページ、特に7ページのところの費目としては地方特例交付金の中に新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金9,800万円というのがあります。

これは、国の政策でもって業績が振るわなかった事業者の固定資産税、都市計画税を大幅に減免した市の減収分を補填するという、全部補填されるはずと思っていたんですが、この特別交付金の額が9,800万円に対し、左側参考資料6ページのところの固定資産税、都市計画税の減額は、減免分と評価替えで下がる部分が合体しちゃっているので減額分でどれほどかというのははっきりしないんですけども、固定資産税は前年度に比べて2億6,800万円も減っております。都市計画税は1,400万円減っています。両方合わせると2億8,000万円近くほど減っているわけなので、9,800万円減収補填が来て

も全然割に合わないと思うんですが、本当に国というのは政策で軽減した市の
の税収分を補填してくれているというふうに言えるんでしょうか。

○行政経営課長　　今、6ページの固定資産税の減少分は、恐らく評価替えの
部分も入っておりますので、新型コロナウイルス感染症に関連した家屋と償
却資産の軽減分以上に金額としてはあるかなというふうに思っております。

ただ、予算書でいきますと24ページに新型コロナウイルス感染症の地方税
減収補填特別交付金というのが掲げておりまして、国の説明によりますと、
ここについては全額やはり減収分については補填されるということで説明を
いただいているところでございます。

予算の積算の内容に関わってくることでございますけれども、今回の
9,800万円という予算につきましては、国が特例交付金ということで予算額
として示したものをベースとして見積りのほう、見込みのほうを計上してお
りますので、実際にうちの実額で、このぐらい落ちるという実額ベースでは
なくて、国の予算額から新型コロナウイルス感染症分という説明をされた内
容に基づいてこのような形で9,800万円のほうを計上させていただいており
ます。

多少、差がありますけれども、ここは全額補填されるものと考えてござい
ます。

○委員長　　はい、ありがとうございます。

ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、次に行く前に暫時休憩をいた
します。

午後2時36分　　休　憩

午後2時50分　　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

税務課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○税務課長　　税務課の所管する予算につきまして該当箇所を説明させていた
だきますので、予算書の18ページ、19ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1 款市税でございます。1 項市民税から 5 項都市計画税、都市計画税につきましては次の 20 ページ、21 ページにもございます。このうちのそれぞれ 1 節のうち、軽自動車税の環境性能割と現年課税分とあります分が税務課の所管となります。

続きまして、ちょっとはねていただきまして、32 ページ、33 ページをお願いいたします。

中段やや下でございます 14 款 2 項 1 目 2 節徴税手数料にあります証明手数料はじめ 2 項でございます。

またはねていただきまして、64 ページ、65 ページをお願いいたします。

21 款 5 項 2 目 11 節雑入のうち、上段から少し下がったところがございます税務課とございますが、コピー等実費徴収金はじめ 2 項でございます。

次に歳出でございます。

飛んでいただきます。130 ページ、131 ページをお願いいたします。

下段でございます 2 款 2 項 1 目の税務費で、説明欄でございます人件費等から、139 ページ中段でございます税諸証明書交付事業まででございます。

恐れ入ります。別冊の令和 3 年度江南市当初予算説明資料をお願いいたします。

6 ページをお願いいたします。一般財源調といたしまして、市税の歳入内訳を掲げております。

そこからはねていただきまして、15 ページをお願いいたします。都市計画税の用途について掲げております。

説明は以上でございます。なお、補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○大藪委員　よろしくお願ひします。

当初予算のほうの 19 ページです。

市税と固定資産税が減収となっておりますが、その理由は何でしょうか。

○税務課長　先ほど委員長のほうから行政経営のほうにも御説明あったかと

思います。コロナ減免というのが今回、税制改正でございました。その関係で、予算上でございますけれども、固定資産税におきましては、家屋に至っては1億480万円程度コロナ減免を見込んでおります。

また、評価替えにおきまして、家屋に至っては4,400万円程度の減収を見込んでおります。

また、コロナ減免に関しまして、償却資産もございます。この関係で、償却資産におきまして6,600万円程度の減収を見込んでおりますので、こういったものが含まれて固定資産税は大きく下がっております。

また、市民税に関しましては、昨今のコロナ禍によります経済状況におきまして、昨年の7月時点での課税状況調に対しまして、内閣等から出されました月例報告等の状況を鑑みまして、その計算上からおおむねの市民の個人に関しまして、当初予算と比較いたしまして、おおむね1億6,000万円程度は減収というふうに見込んでおります。

また、法人に対しましても同じく、当初予算と比較しまして1億2,000万円程度の減収を見込んでおります。

- 大藪委員　　これの対策についてというのは、行政経営課で聞けばいいのか、それともここで答えていただけるのか、どちらで聞いたらいいですか。

新型コロナウイルス感染症の対策ということ。

- 委員長　　どのように補填されるかということですか。
- 大藪委員　　いいです。ありがとうございます。はい、大丈夫です。
- 委員長　　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 委員長　　質疑も尽きたようでありますので、続いて、収納課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

- 収納課長　　それでは、収納課の所管につきまして該当箇所を説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

初めに歳入でございます。

一般会計予算書及び予算説明書の18ページ、19ページをお願いいたします。

1款市税、1項市民税から、はねていただきまして、20ページ、21ページ

の最上段、5項1目都市計画税までのうち、それぞれ2節にあります滞納繰越分が収納課の所管となります。

続きまして、大きくはねていただきまして、52ページ、53ページをお願いいたします。

上段、16款県支出金、3項1目1節徴税費委託金でございます。

次に、少しはねていただきまして、58ページ、59ページをお願いいたします。

中段でございます21款諸収入、1項1目1節延滞金でございます。

はねていただきまして、60ページ、61ページ上段やや下になりますが、5項雑入、1目1節滞納処分費及び2目3節土地改良区費徴収交付金でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして歳出でございます。

大きく飛びますが、138ページ、139ページをお願いいたします。

下段の2款2項2目収納費、139ページの説明の事業欄、人件費等から、145ページ上段の納税相談事業まででございます。

次に、恐れ入りますが、別冊の令和3年度当初予算説明資料のほうをお願いいたします。

6ページでございます。6ページに一般財源調といたしまして、市税の滞納繰越分について歳入内訳を掲載しております。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　では、1点だけお尋ねをしたいと思います。

143ページの下のほう、還付・充当事業の中の市税過誤納還付金等及び還付加算金4,500万円とあるんですけれども、これは補正予算でも増額されていたと思います。新年度、この4,500万円で妥当なんでしょうか。

○収納課長　令和2年度におきまして、250万円の増額補正をお願いしておりました。その際の主な原因といたしましては、令和元年度、まだ新型コロナ

ナウウイルス感染症の影響を受ける前の法人の予定申告から決算の確定申告をした際、予定申告の額を大きく下回り、還付となった法人が増えたということが大きな要因だったかと思えます。

令和3年度におきましても、同様に予定申告をされる法人につきましては、予定申告の納付額を下回る額になる還付があると思われまじけれども、令和2年度での予定申告はコロナ禍の影響を受けた内容であると思込まれますので、今年度よりは予定申告後の確定申告での落ち込みが少なくなるものと想定しております。

また、この過誤納還付金ですが、法人以外の税目も納税義務者からの申告等により生ずることから見込みが難しいこともありまして、過去の実績、こちらのほうを勘案して、結果、前年と同額の予算ということで計上させていただいております。

○委員長 すみません。先ほど令和2年度途中でプラス250万円の補正と言われましたが、250万円だけでしたか。もっとすごい増額したと記憶していたんですけど、プラス250万円……。

○収納課長 当初の4,500万円の予算から12月のときに250万円補正をさせていただきました。

○委員長 ありがとうございます。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続きまして、総務課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○総務課長 それでは、総務課の所管につきまして御説明させていただきますので、予算書の24、25ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

下段の14款1項1目総務使用料、1節総務管理使用料、説明欄の総務課分、本庁目的外使用料（電柱）から、はねていただきまして、27ページ上段の本庁目的外使用料（尾張北部環境組合）まででございます。

はねていただきまして、38、39ページをお願いいたします。

中段の15款 2 項 1 目総務費国庫補助金、1 節総務管理費補助金、説明欄、社会保障・税番号制度システム整備費補助金でございます。こちらにつきましては、来年度から総務課から行政改革推進課へ移管するものでございます。

次に、40、41ページをお願いいたします。

最下段の 3 項 1 目総務費委託金、1 節総務管理費委託金でございます。

はねていただきまして、52、53ページをお願いいたします。

中段の16款 3 項 1 目総務費委託金、3 節選挙費委託金、その下、4 節統計調査費委託金でございます。

54、55ページをお願いいたします。

上段の 4 項 4 目市町村事務移譲交付金、1 節市町村事務移譲交付金でございます。

次に、中段の17款 1 項 1 目財産貸付収入、1 節土地建物貸付収入、説明欄、土地貸付収入でございます。こちらにつきましては、来年度総務課から財政課へ移管するものでございます。

その下、2 節使用料及び賃貸料、説明欄、総務課分の 2 件でございます。

はねていただきまして、56、57ページをお願いいたします。

中段の 2 項 1 目不動産売払収入、1 節建物売払収入及び 2 節土地売払収入でございます。こちらにつきましても、来年度は財政課へ移管するものでございます。

その下、2 目物品売払収入、1 節物品売払収入でございます。

はねていただきまして、64、65ページをお願いいたします。

上段の21款 5 項 2 目雑入、11節雑入、説明欄上段の行政改革推進課分、情報システム等使用料でございます。こちらにつきましては、来年度行政改革推進課へ移管するものでございます。

続きまして、1 つ下の総務課分、コピー等実費徴収金ほか 3 件でございます。

66、67ページをお願いいたします。

上段の22款 1 項 1 目総務債、1 節総務管理債、説明欄、総務課分でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出でございます。

少しはねていただきまして、98、99ページをお願いいたします。

上段の2款1項5目行政改革推進費、説明欄下段の情報システム管理運営事業から、101ページ説明欄中段の電子自治体化共同推進事業まででございます。こちらにつきましては、来年度行政改革推進課へ移管するものでございます。

次にその下、6目財政費、はねていただきまして、104、105ページ、説明欄最上段、市有財産管理事業でございます。こちらにつきましては、来年度財政課へ移管するものでございます。

次にその下、7目行政事務費、説明欄、人件費等から、はねていただきまして、115ページ下段の固定資産評価審査委員会事業まででございます。

恐れ入ります。少しはねていただきまして、152、153ページをお願いいたします。

最上段の4項1目選挙費、説明欄、選挙管理委員会事業から、はねていただきまして、156、157ページの上段まででございます。

その下、5項1目統計調査費、説明欄、統計調査事業でございます。

最後に、大きくはねていただきまして、444、445ページをお願いいたします。

最下段の11款1項1目公共施設災害復旧費、説明欄、災害復旧事業でございます。こちらにつきましては、来年度財政課へ移管するものでございます。

説明は以上です。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○河合委員　歳出の113ページ上のほうだけど、先ほども質問したんだけど、今回また市民総合賠償保障保険事業というのがあるんだけど、これはどういうもので、実際に支払った実績はないよね。保険料だけ分らん。これ説明してくれ。

先ほどは、市民活動総合保障何とかってあったんだけど、これは違うよね、名前が。市民総合賠償保障って、これどういう保険ですか。

○総務課長　この市民総合賠償保障保険につきましては、市が保有したり、

使用・管理する施設の不備や欠陥及び業務遂行上に起こりました市の過失による事故に対しまして、損害賠償をお支払いするものでございます。

この限度額につきましては、対人賠償といたしまして、1事故につきまして10億円が限度として、1名につき1億円が限度額ということになっております。そして、対物賠償といたしましては、1事故につきまして1,000万円が限度額として支払われるという内容になっております。

○河合委員 払った実績はあるんですかね。

○総務課長 令和2年度は2件実績がございます。令和元年度は3件、平成30年度はゼロ件ということになっております。

○河合委員 内容はどうですか。

○総務課長 まず、令和2年度にお支払いしたもので、ちょっとその内容を説明しますと、愛知ふるさと市で特産品の販売のために加熱調理を行った際に、愛・地球博記念公園で大芝生広場の人工芝の一部を溶かしてしまったということで、相手方へ賠償をしております。これが13万2,000円でございます。

それからもう一件は、学供の利用者が通路部分の床のタイルの剥がれによりまして転倒し、負傷したことにより、相手方へ賠償ということで、治療費で賠償額6万1,428円が支払われております。

ちなみに令和元年度の3件につきましては、市が管理します冠水注意看板が強風で飛ばされて、車両に当たりまして損傷したため、相手方に賠償しております。これは50万699円。あと、家屋調査時にバインダーを床に、新築家屋ですので落としてしまったというのがありまして、その賠償ということで5万4,972円。それからあと、草刈り作業中に草刈り機で草を刈っていたら石が飛んでいったということで、近所のガラスに飛んで行ってガラスが割れたということで3万8,500円というのが最近払われた例でございます。

○河合委員 はい。分かりました。

次に153ページ、選挙管理執行事業について、これは当然10月20日までには衆議院選挙が必ず行われるわけですけれども、投票所なんかのコロナ対策というのはどうされるんですかね。

○総務課長 コロナ対策につきましては、まずアルコール消毒、それからマ

スクの着用、投票所の換気、それから鉛筆や記載台の消毒など、複合的な対策をする必要があるというふうに考えております。

また同様に投票される方には、手指の消毒、マスクの着用、筆記具の持込みなどをお願いするなどしていきたくと今現在では考えておりますし、実際に他でもう選挙事務をやってみえますので、そういったところの事例も参考にしながら行っていきたくというふうに思っております。

いずれにいたしましても、感染の拡大の可能性を少しでも減らせるように対策をしていきたくというふうに考えておりますので、お願いいたします。

○河合委員　その予算組んでいないよね、消毒液とか。その辺はどうするの。

○総務課長　あえて項目出しはしておりませんが、155ページの需用費の中で、投票所用と開票所用ということで150万円の予算を組んでありますので、この中で対応していきたくと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○河合委員　いずれにしても、朝は非常に投票される方が多いから、多分密になると思うんですね。その辺の対策もきちんとしていかなければいけないと思います。

それともう一点は、投票率って前回何%でしたか。

○総務課長　衆議院選挙の投票率で申し上げますと、平成29年10月に実施されておまして、このときの投票率が55.47%となっております。

○河合委員　その後はなかったかね。

○総務課長　直近で申し上げますと、令和元年7月に参院選が行われましたので、その投票率が47.85%となっております。

その参院選のもう4年前になります平成28年に実施されたのが56.94%ぐらいということで、そのときに比べると減ってきていると思います。

○河合委員　市議選は幾つだったね。分からない。分からないです。

いずれにしても、ここのところずうっと投票率が下がってきておる。何人かの方が投票率を上げるためにということで、何回も一般質問されておるんですよね。期日前投票をもっと便利にしたらどうだという。検討する検討する、調査研究なのかよく分からんけれども、なかなか市役所以外の期日前投

票所を設置しないんだけど、やっぱり、多分市議選は50.幾つだと思ったんだけど、直前のやつが。多分50切るでしょうというぐらい危機感を持っておるんです、我々も。

ですので、期日前投票所をどこか増やさなければ、少なくとも衆議院選挙なら6割、市議選なら少なくとも5割以上は投票していただかなければいかんと思うんですよ。ですので、その辺のところをやっぱり総務課はしっかりと対策を取っていかないと非常に民意が反映されないと思いますので、その辺のところ一生懸命やってほしいと思うんですけど、どう思います。

○総務課長 すみません。市議選の結果が分かっておりますので、直近で平成31年4月に市議選がございまして、そこが45.93%、50%切れておりまして、そのまた4年前は53.63%ということで、こちらも前回に比べれば下がっております。

9月定例会の委員会的时候にも委員からそういう御指摘がありまして、またいろいろ対応させていただきましたけれども、期日前投票所を増設することはやっぱり効果があるというふうに考えておりますが、課題もありまして、二重投票をどうやって防ぐのかとか、ネットワークの構築とか、投票管理者の従事する人数とかいろいろ課題がございまして、ただよその市を調べますと、実際にもうそういうこともやられているところもありますので、そういった先進事例を本当に検討させていただいて、令和3年度の選挙にはちょっと間に合わないかもしれませんが、なるべく近いときの投票には期日前投票所が増やせるようにちょっと考えていきたいと思っております。

○河合委員 衆議院選挙の経費は全部国がくれるじゃんね。頂けるから、期日前もどっか無理してでもつくって、経費は全部国がくれるから、それで次の市議選、市長選挙に使えるじゃないの。

今、国の経費でやれちゃうんだから、やったらどうでしょうか。

○総務課長 期日前投票所を毎回投票日で場所を変えるわけにも、市民の方には混乱を招くということがありますので、恒常的に開催ができる場所というのを見つけて期日前投票所を増やしていけたらなあというふうには考えておりますので、時間のほうがかかると思っておりますので、その点はちょっと御容赦いただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○河合委員 努力していただきたいと思います。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○大藪委員 ちょっと質問だけなんですけど、よく公用車とか消防車とかをオークションなどで売られますよね。これってここじゃないですか。

○総務課長 総務課です。

現在、江南市ではネットオークシヨンのものはやっておりませんので、公売をさせていただいて落札しているという感じでございますので、お願いします。

○大藪委員 先日あるニュースを見ていたら、他市ではしご車が予定価格の6倍か何かで売れたと。誰が買うのか僕も分かりませんが、ぜひそういうのも利用していただければという、ちょっと提案だけです。以上です。

○総務課長 少しでも高く売れる努力をしていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長 ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 すみません、1点だけ。

107ページの下から4つ目の自衛官募集事業で、特定財源として募集事務委託金8,000円を計上してわざわざ項目を起こしてあるわけなんですけれども、これはいわゆる年度末近くの自衛官の激励会をやるのに使うのではないかなあと思うんですが、ここに一般財源を投入はしないということによりよいですね。

○総務課長 そうですね。自衛官募集につきましては、歳入で自衛官募集事務委託金というのを頂いておりますので、一般財源のほうは使わずにこちらのほうを充てていきたいというふうに考えております。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて、会計課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○会計管理者兼会計課長 それでは、会計課の所管につきまして御説明をさ

せていただきます。

最初に歳入でございます。

予算書の58ページ、59ページをお願いいたします。

中段やや下の21款2項1目1節預金利子、その下の2目1節有価証券償還差益でございます。

次に、64ページ、65ページの中段をお願いいたします。

21款5項2目11節雑入の会計課所管分、業者用納品書売捌収入及び愛知県証紙売捌手数料でございます。

続きまして歳出でございます。

126ページ、127ページの下段をお願いいたします。

2款1項9目会計管理費でございます。人件費等から、2枚はねていただきまして、130ページ、131ページ上段の17節備品購入費まででございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 すみません。私のほうから1点だけお尋ねします。

129ページの下段のほうにあります総合収納システム導入事業ということで1,300万円という大きな額、ほとんど業務委託料なんですけれども、今までの歳入事務と総合収納システムに切り替わるということなんですけれども、具体的にこれまでとどう変わっていくのか。

そして、これに関わっていく切り替わった後の維持管理経費とか、そういったものはこれまでより増えていったりとか、そういうことはないんでしょうか。ちょっと説明をしていただきたいと思います。

○会計管理者兼会計課長 現在使用中の歳入システムでございますけれども、構築から35年が経過しておりまして、これまでシステム改修やベンダーサポートの延長などによりまして延命対応がなされてまいりましたが、令和3年9月末でこちらのサポート期限の延長がされなくなりますことから、令和3年10月以降は歳入システムが使用できなくなるということでございます。

そうしたことから、後継システムであります総合収納システムに移行いた

しまして、引き続き安全に公金決済が行えるよう対応するものでございます。

なお、総合収納システムでございますが、基本システムとしては大きく変わりはございません。ただ、特徴のOCRの決済の収納処理が可能になりますほか、いわゆるマルチペイメント、クレジット決済等も取扱いが可能になるような拡張性を持っております。

それから、ランニングコストの相違でございますけれども、度数料金というものを支払い方法によって負担しておりますけれども、こちらのほうが、口座振替につきましては、1件4円でありましたものが10円になると。それからOCR読み取りにつきましては、6円であるものが13円になると。それからパンチ入力につきましては、8円であるものが32円になると。それからコンビニデータにつきましては、8円であるものが6円になるということでございますが、こちらのほうはいずれも各自治体定額の金額でございますので、やむを得ないものと考えております。以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続きまして、監査委員事務局について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○監査委員事務局長 それでは、監査委員事務局の所管について御説明申し上げます。

歳入はございませんので、歳出について御説明申し上げます。

予算書の158、159ページの上段をお願いいたします。

2款6項1目監査委員費、右側説明欄の人件費等から、160、161ページの上段の愛知県都市監査委員会事業まででございます。

補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて、消防本部消防総務課に

ついて審査をします。

当局より補足説明がありましたらお願いをいたします。

○消防総務課長　それでは、消防総務課の該当ページにつきまして御説明申し上げますので、予算書の30ページ、31ページをお願いいたします。

最初に歳入でございます。

中段にあります14款1項6目1節消防使用料、消防施設目的外使用料の3項目でございます。

次に、40ページ、41ページをお願いいたします。

中段やや上でございます15款2項5目1節消防費補助金、高規格救急自動車購入費補助金でございます。

次に、54ページ、55ページをお願いいたします。

下段でございます17款1項1目2節使用料及び賃貸料の消防総務課分で、消防庁舎自動販売機設置場所貸付収入でございます。

続きまして、60ページ、61ページをお願いいたします。

下段でございます21款5項2目8節公務災害補償基金支出金、消防団員等公務災害補償基金支出金でございます。

続きまして、64ページ、65ページをお願いいたします。

中段でございます21款5項2目11節雑入の消防総務課分で、生活協同組合全日本消防人共済会火災共済事務費負担金から、その4つ下の派遣職員給与費等負担金まででございます。

続きまして、66ページ、67ページをお願いいたします。

中段でございます22款1項5目1節消防債で、防災基盤整備事業債とその下の消防施設整備事業債でございます。

以上が歳入でございます。

次に歳出でございます。

大きくはねていただきまして、332ページ、333ページをお願いいたします。

中段にあります9款1項1目消防総務費の人件費等から、少しはねていただきまして、346ページ、347ページ上段のはしご自動車オーバーホール事業の12節委託料まででございます。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　すみません。じゃあ、私のほうから数点お尋ねいたします。

341ページ中ほどにあります消防指令センター共同運営事業と、その下、指令システム中間更新事業負担金というのがあるんですけども、今江南市消防からこの指令センターのほうには5人派遣で行っていただいていると思うんですけども、今常備消防が7人、定数より不足しているという、この前一般質問で伊藤議員が力説されておったんですけども、この派遣されている5人プラス、あとほかにも県とか名古屋市とかにも派遣で出ていっておられる江南市消防の方がいらっしゃると思うんですけど、その方も含めて7人足りないという、そういうことなんでしょうか。

○消防総務課長　7人の足りない職員という位置づけとしては、104人の今現在の人数なんですけれども、その104人の中に今言われました尾張中北消防指令センターへ派遣の5人、それから愛知県の予防関係をやっている部署への1人の派遣、それから名古屋市消防局のほうへ名古屋市救急救命センターの指導員として1名行っておりますので、計7人はその104人の中に含まれております。

○委員長　じゃあ、さらに足りないということですね。分かりました。

もう一個、この中間更新事業の負担金というのは、どこでこういう額が決まってきているのか。これは、小牧市が代表していろんな事務とか契約とかを一切やって、それを江南市に、どんな割合か知りませんが、負担割合に応じてこの6,684万円というふうに割り振られて、江南市がそれを納めていくという形になると思うんですけども、どのようなシステムでこの負担割合というのは、江南市はどれだけを負っているのかというのをちょっと説明していただきたいと思います。

○消防総務課長　今、委員長が御質問されました、まず今回の中間更新の予算額の査定なんかの問題でございますが、まずこちらのほうは、やっぱり中心となりますのは、小牧市消防本部のほうで精査のほうは実施いたしますが、協議会があるんですけども、その協議会を通じまして、今年度につきまし

ては協議会を開催することがコロナ禍ということもありましてできてはおりませんが、書面会議という形での協議会を通じまして、中身の精査等、6消防本部のほうで一応精査する形にはなっておりますが、それも踏まえまして小牧市が中心となってこういう予算立てのほうはしておるところでございます。

また、今回の負担割合についてでございますが、令和3年度のこういった中北指令センターの予算立ての割合につきましましては、前年の、今回ですと令和2年4月1日現在の当市の人口、また構成しております6消防本部管内での人口を100といたしまして当市の人口を割った割合が負担割合となりますので、今年度につきましましては、江南市の割合としましては16.603186%となるものでございます。

○委員長 ありがとうございます。

ほかに質疑はございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続きまして、消防予防課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○消防予防課長 それでは、消防予防課の所管につきまして御説明申し上げます。

最初に歳入でございます。

予算書の34、35ページをお願いします。

最下段にございます14款2項6目消防手数料、消防予防課、危険物施設設置（変更）許可検査等手数料、煙火消費許可申請手数料でございます。

次に、64、65ページをお願いします。

中段にございます21款5項2目11節雑入、消防予防課、コピー等実費徴収金でございます。

続きまして歳出でございます。

大きくはねていただきまして、346、347ページをお願いします。

中段にございます9款1項消防費、2目消防予防費の人件費等から、352、353ページ中段の液化石油ガス届出受理等事業まででございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて、消防署について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願ひをいたします。

○消防署長 消防本部消防署所管の当初予算につきまして御説明申し上げます。

最初に歳入でございます。

予算書の38ページ、39ページをお願ひいたします。

上段にございます15款国庫支出金、1項3目1節消防費負担金で、緊急消防援助隊活動費負担金でございます。

次に、少しはねていただきまして、58ページ、59ページをお願ひいたします。

19款繰入金、1項1目1節基金繰入金で、江南市ふるさと応援事業基金繰入金の消防署でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして歳出でございます。

大きくはねていただきまして、352ページ、353ページをお願ひいたします。

中段にございます9款1項消防費、3目消防署費、人件費等から、少しはねていただきまして、362ページ、363ページ、指揮出動事業まででございます。

参考といたしまして、別冊の当初予算説明資料の39ページに防火水槽整備・維持管理事業位置図を、40ページに新設消火栓負担金事業位置図を、41ページ、42ページに防火水槽震災対応化事業位置図を掲げております。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしくお願ひします。

○委員長 それでは、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○河合委員 357ページの防火水槽の簡易耐震化委託料なんですけれども、

566万5,000円見てあるけど、これ何基今回やるんですかね。

○消防署長 2基を予定しております。

これは、3年度前から2基ずつになっております。

○河合委員 2基、どことどこをやられますか、今年度。

資料あるよね、本当は。資料ないんだ、今、私が。

○消防署長 すみません。防火水槽震災対応化事業の2か所につきましては、1基は古知野高校のグラウンドともう一基は藤之宮神社の南側の防火水槽になります。

○河合委員 それと同じページの下のほうにあります備品購入費のAEDなんだけど、また買うんですか、これ。あるんじゃない、今。

○消防署長 このAEDは、平成27年に市のいろんなところに配置したAED設置事業の中で、消防署分で確保した7基が更新の期限となるため購入をするものです。

○河合委員 その関連で、2ページ後ろの361ページに同じく備品購入費のAEDトレーナーというのがあるんだけど、これは何ですか。

○消防署長 このAEDトレーナーといいますのは練習の機材になりまして、現在消防署に練習の機材としてAEDはあるんですが、今度新しく7台購入する関係で、同じようなタイプの練習の機材のほうが間違いなく早くショックができるということから、同じタイプの練習の機材を購入するものです。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○野下委員 今、河合委員のほうからあった防火水槽の耐震の関係ですけれども、357ページで今回は2か所ということですけど、今までに耐震が終わっている防火水槽というのは何基、何か所というんですかね、あるんでしょうか。

○消防署長 今年度で8基終了しております。

○野下委員 防火水槽自身は何基あるかちょっと分かりません。かなりあるんじゃないかと思うんですけど、今8基ということですから、今後まだやらずにちゃいけないところが出てくるかも分かりませんが、この直近でやらなくちゃいけないというのは大体どれぐらい把握されていらっしゃるでしょうか。

○消防署長 この防火水槽震災対応化事業というのが平成27年に計画しまし

て、市内の20か所の耐震化ではない防火水槽を簡易耐震化しようという計画を上げまして、27年から継続してやってきております。それで、現在8基が完成しているという状態です。

○野下委員　　ちょうど明日で東日本大震災が起こって10年ということで、この地域でも本当に南海トラフ地震とかいつ起こってもおかしくないというような状況の中で耐震化をこうやって進めれば、いざというときにそこから水漏れなくできる可能性が非常に高いんで、これは本当は2基ぐらいということなんですけど、予算を多く取っていただいて早く推進をしていただければと、今後お願いをしたいと思います。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　すみません。1点だけ教えてください。

357ページの上から2つ目に消火栓の新設の負担金事業が出ております。説明資料の40ページに位置がありまして、布袋のほうの南山町のところなんですけれども、ここに新設するよというところの地図の近辺に、既設にある消火栓から点々でこの範囲この範囲ということで、範囲がここだけちょっと抜け落ちるということでここに新設するといいいんだというような地図になっておるわけなんですけれども、これは半径何メートルで円が描いてあるんでしょうか。

また、すみません、ついでにこういったような、この前も一般質問でありましたけれども、消火栓から大変遠くてホースをつないでつないでしか消火作業ができないような、穴になっているような地域ですね、そういったものは市内にかなりまだ残っているということなんでしょうか。

○消防署長　　委員長お尋ねのまずこの円ですけれど、円の半径が120メートルとなっております。

そして、こういった消防水利のない地域はあるんですが、基本、新設の消防水利はそういったない場所を選んで設置をしております。ただ、予算の都合等ありますし、あと消火栓の場合だと水道管の口径というか太さの関係もございまして、そういったところを考慮して毎年新設の消防水利は計画しておりますので、またそういったところを考えてやっていきます。

○委員長　　まだまだ市内各所には数知れずたくさんあるという、そういった認識でいいわけでしょうか。

○消防署長　　消防の水利の充足率というんですが、充足率でいけば85%前後ということで県の数値よりも高い数値となっておりますが、委員長言われるとおり、やはりまだ残りの15%前後のところには足りないところがありますので、そういったところに早期に水利が設置できるように計画はしていきたいと思っております。

○委員長　　ありがとうございます。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 50 分　　休　　憩

午後 3 時 50 分　　開　　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第23号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第34号 令和3年度江南市一般会計補正予算（第1号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

総務部

の所管に属する歳入

消防本部

の所管に属する歳出

○委員長　　続いて、議案第34号 令和3年度江南市一般会計補正予算（第1

号)、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、総務部の所管に属する歳入、消防本部の所管に属する歳出を議題といたします。

審査方法は、各課ごとに審査をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最初に、総務部行政経営課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○行政経営課長 令和3年度江南市一般会計補正予算(第1号)の財政課の所管につきまして説明をさせていただきます。

歳入でございます。

追加議案書の80ページ、81ページをお願いいたします。

中段19款繰入金、1項1目1節基金繰入金で、江南市財政調整基金繰入金でございます。

説明は以上でございます。補足の説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 税務課から答弁の追加があるということですので、よろしくお願いいたします。

○税務課長 議案第18号 令和2年度江南市一般会計補正予算(第14号)について、掛布委員より御質問ございました市民税の減免について回答させていただきます。

市民税の減免状況についてでございます。令和3年2月26日現在におきまして、合計で84件の申請がございました。減免額に関しましては、合計で241万100円でございます。このうちなんですけれども、コロナ禍を理由とした件数につきましては45件、減免額としては106万4,700円ございました。

昨年度と比較いたしますと、昨年度は44件、減免額が138万6,800円ございましたので、コロナ禍の分に関しましてを考えると、ちょうど2倍ぐらいの数字になっているというふうでございます。以上となります。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして消防本部消防署について、議案第34号の審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○消防署長 消防本部消防署所管の補正予算について御説明を申し上げます。

歳出について御説明申し上げますので、追加議案書の84ページ、85ページをお願いいたします。

中段にございます9款1項3目消防署費、所管は消防署で924万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、85ページ説明欄をお願いいたします。

救急出動事業（新型コロナウイルス感染症対策）におきまして、78万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。

その下にございます救急資機材整備・保全事業（新型コロナウイルス感染症対策）におきまして、608万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。

さらに、その下にございます救急訓練事業（新型コロナウイルス感染症対策）におきまして、237万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしく申し上げます。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○河合委員 トレーニングシミュレーターと書いてあるんだけど、この目的は感染症対策に対応した訓練の実施ということで、どういうあれで感染症対策になるの。

○消防署長 この新型コロナウイルス感染症の感染拡大が危惧され始め、昨年の4月27日に一般社団法人日本臨床救急医学会から新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う心肺停止傷病者への対応についてが発出されました。

このガイドラインの中で、救急隊員が心肺停止傷病者に行う心肺蘇生法などの欠かすことのできない処置、胸骨圧迫、人工呼吸、気道の吸引などが気管から新型コロナウイルスを含んだ微粒子を拡散させる要因となり、救急隊員等への感染リスクとなり得ると記されております。

心肺停止傷病者への対応として、感染予防対策を強化して臨む必要がある

のですが、感染リスクを減らすため早期に器具を用いた気道確保を行うことが望ましいと記されていることや、気道確保器具の挿入時などは胸骨圧迫を中止すると記載されていることから、救急隊員が実施しております愛知県救急業務高度化推進協議会から早期の気道確保等により救急隊員等の安全を守りながら救急活動を実施できるよう、現在救急隊員が実施しております愛知県救急隊心肺蘇生法プロトコールとは別に、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う愛知県救急隊心肺蘇生法プロトコールというのが策定されました。

その中で、従来の絶え間なく胸骨圧迫、心臓マッサージを行うことを重視していたプロトコールから、早期に、先に気道確保しなさいという内容で大きな変更がなされたことにより、救急隊員はこれまで以上に訓練を実施する必要があります。

現在、消防署に救命処置トレーニングシミュレーターは1台しかありませんので、これを現在ほぼ本署と分署で時間を分けて持って行ってやっているような状態になっております。ですので、こういった訓練をしっかりと、傷病者の救命と隊員の安全確保の両立を図るためにこの人形を購入したいというところです。

- 河合委員　　これ、上には自動心臓マッサージだから、人間がやらなくても勝手にやるんだよね。問題は下の人形ですけれども、いろんな団体がいつも訓練やりますよね。あの人形とは違うわけだ、今回ののは。
- 消防署長　　この人形は、救急救命士が行う救命処置といいまして、先ほどから言っております器具を用いた気道確保ができるということと、あとそれに伴って救急救命士の処置である点滴等の処置ができるということと、あと心拍とかそういったところのモニターを使って……。
- 河合委員　　今度見に行くわ。
- 消防署長　　すみません。
- 委員長　　ほかに質疑はありませんか。
- 片山委員　　先ほどの自動心臓マッサージ機というのが、何となくのイメージはつくんですけど全くぼやっとしかつかなくて、通常人間だとかう押しませよ。これがちょっとコロナ禍だと危ないからということで自動でやるやつなんですよ。というものですよね。

機械なの、置くんですか。どういった機械なんですか、ちなみに。簡単に説明ってできます。本当に簡単で。見たほうが早いですね。どこかに写真が載っておるのかな。

○消防署長 すみません。委員お尋ねの自動心臓マッサージ機ですが、形状でいきますとアルファベットのDのような形をしております、そのDの真ん中に人間が寝た状態でなるというんですかね、あおむけになってこういう形でなります。

○片山委員 ごめんなさい、また今度見せてください。

これ、ちなみに600万円なんですけれども、これって何台分。

○消防署長 2台分で計上しております。

○片山委員 2台分ですね。1台300万円ぐらいするということですかね。

〔「片山さん、一回やってもらわないかんわ」と呼ぶ者あり〕

○片山委員 一回やってもらおうかな。

○委員長 いいですか。

○片山委員 はい。

○委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これで質疑を終結いたします。
暫時休憩いたします。

午後 4 時02分 休 憩

午後 4 時02分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第34号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て終了をいたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

行政視察・研修会について

○委員長　　続きますして、行政視察及び研修会についてを議題といたします。

この件につきましては、委員会におきまして予算を伴わない形での実施の御提案がある場合は正・副委員長にお伝えいただくようお願いしておりましたが、現在まで御提案はございませんでした。

つきましては、今年度の当委員会の行政視察及び研修会につきましては実施しないということにしたいと思っておりますが、よろしかったでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　御異議もないようでございますので、実施しないということとさせていただきますので、よろしくお願いたします。

市民と議会との意見交換会について

○委員長　　次に、市民と議会との意見交換会についてを議題といたします。

資料をタブレット端末に配信してありますので、常任委員会のところの資料を今開いていただきたいと思います。

この件につきましては、令和3年2月13日土曜日にすいとぴあ江南で開催されました市民と議会との意見交換会資料のとおり、正・副委員長の責任でもちまして、広報「こうなん」4月号にタブレットに配信の内容で掲載されますので、御了解をいただきたいと思います。

副委員長に主に記事を作成していただきまして、正・副で確認、事務局で確認をさせていただきまして、このようにさせていただきたいと思います。

写真撮影について、大藪委員にも御協力いただきましたが、残念ながら採用はできませんでしたが、写真を見ますとしっかりと写っておりますので、出席しているのに自分が写っていないという方もいらっしゃると思いますが、申し訳ありませんが御了解をいただきたいと思います。

なお、この意見交換会の中で上がりました御要望、主にもうこの広報「こうなん」の中に逆三角の中に御要望が端的に掲載をされております。この要

望について、今後どのように取り扱っていけばよろしいか、皆様に御協議をいただきたいと思ひます。

さきに建設産業委員会のほうでは、尾関委員長が3月定例会の一般質問でその中の一つの意見を取り上げられて質問をされました。それぞれの裁量でもって、いただいた意見の中で自分は今後どこかで一般質問で取り上げていくという、そのような対応でもよろしいかと思ひますが、どうでしょうか。

ほかに委員会として何かまとめて、議長を通して市長に提出するという手もございすが。

後にもう一ページ配信してありますコミュネット江南さんからの代表としての懇談を行った後の感想文も掲載しておりますが、やはり懇談した結果を基に議会がどう動いてもらえるのかなあというのを非常に注目をされておりますので、貴重な時間をいただいて懇談させていただいた以上、話を聞いただけで終わらせることはできないと思ひますので、何らかの対応をしていったほうがいいのかあとは思ひんですけれども、御意見を頂戴したいと思ひます。

〔「正・副に一任」と呼ぶ者あり〕

○委員長 正・副に一任というお声をいただきましたので、建設産業委員会で尾関委員長がやられたように一般質問の中で取り上げていく方向で、どの部分を取り上げるかはまたお任せをいただきたいと、そのように思ひます。よろしくお願ひいたします。

それでは、このように要望に対して対応していくということで、よろしくお願ひいたします。

以上で本日の委員会の議題は全て終了いたしました。大変皆様には、御熱心に終始審議をいただきましてありがとうございます。

以上で総務委員会を閉会いたします。

午後4時09分 閉 会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

総務委員長 掛布 まち子